

## 第11号様式の9（第5条関係）

## 政務活動記録簿（会議・意見交換会開催）

会派・議員名 佐藤光紀

年 月 日	令和3年8月24日 他		
場所	佐藤事務所（参加者は各家庭から参加）		
会議名	第20回 県政報告会（オンライン）		
相手方（人数）	地域住民40名		
開催目的	県政活動の報告及び意見交換会		
内容、結果等 ※会議・意見交換会開催の効果を明記のこと	<p>①感染症対策について          ②【6月議会報告】          ・代表質問（デジタル化・観光地・ワクチン接種・交番、駐在所・県域水道一体化）          ・委員会報告          ③活動報告          ④ディスカッション          住民から寄せられた意見をもとにさまざまな問題を議会活動の中で提起していく</p>		
開催に要した経費	項目	金額	内訳
	案内状 郵送代	7,700 円	140円×43通 210円×8通
	案内状 郵送代	210 円	210円×1通
	案内状 郵送代 速達料金×2通	860 円	140円×2通 速達料 290円×2通
	※50%充当 合計 8,770 円 ×50% = 4,385 円		
備考	添付資料：報告会資料・案内状		

注 会議の次第や資料等を添付してください。

## 第20回 県政報告会のご案内（オンラインにて開催）

長期にわたり大変な状況が続いておりますが、皆さまお変わりなくお過ごしでしょうか。平素より【佐藤みつのり】に温かいご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。約1年半ぶりに県政報告会を開催させて頂く予定で準備を進めておりましたが、状況を鑑みてZoomを使用したオンライン報告会を下記の通り開催いたします。今回は初回ですので不特定多数ではなく、事前登録型でのご参加とさせていただきます。

日時：9月5日（日）15:00～17:00

（途中参加・途中退出可能です）

ご参加いただける方は9/3（金）正午までに同封の参加申込書にてメール、FAX、LINEのいずれかの方法でお申し込みお願いします。（必ずメールアドレスをご記入ください。）開始30分前にこちらよりZoomのリンク先URLを送信しますので、そちらよりお入りください。

当日は同封の「令和3年度夏秋号ちらし」と「県政報告会資料」をお手元にご準備ください。（資料は暫定のものとなります）ご不明な点がございましたら、遠慮なく佐藤事務所（加藤・渡辺）までお問い合わせください。

初めてオンラインでの開催となりますので、お見苦しい点があるかと思いますが、スタッフ一同努めてまいりますので、宜しくお願い致します。  
画面越しではございますが、皆さんとお会い出来ることを楽しみしております。

### ☆ご協力のお願い☆

前川きよしげと吉村洋文日本維新の会副代表の2連ポスターの掲示場所を募集しております。衆議院選挙までの期間、ご協力頂ける方はご連絡お願い致します。

### 事前Zoom講習会のご案内（遠隔）

Zoom初心者の方、もしくは経験はあるけど自信がない方を対象に、下記日程にて遠隔での講習会を開催致します。予約制となりますので参加をご希望の方は27日までに同封の参加申込書にてお申し込みお願いします。

日時：8月28日（土）10:30～

令和3年8月吉日

奈良県議会議員 佐藤みつのり事務所

加藤・渡辺

〒630-0201 奈良県生駒市小明町 556-3

TEL：0743-25-4675 FAX：0743-25-2489

メール：[mitsunori\\_satou1974@yahoo.co.jp](mailto:mitsunori_satou1974@yahoo.co.jp)

# 第20回県政報告会

奈良県議会議員 佐藤みづのり



- ・プログラム
- ・ご挨拶
- ・議会報告
- ・活動報告

令和3年9月5日(日) 15:00~17:00

オンライン開催(Zoom)

平成27年12月1日発行 奈良県議会だより(VOL.27)

## 感染症対策について

さとう みつり  
佐藤 光紀議員  
(維新の党)

【語】 県内で危険性の高い感染症が発生した場合、近隣他府県の行政及び医療機関と連携して迅速に対応すべきと考える。現状と今後の取組について伺いたい。

【答】 県では、感染症指定医療機関を整備し病床を確保しており、必要な検査や調査を速やかに行うこととしている。また、感染症対応のための合同訓練や、最新情報に基づく研修会を実施している。今後、関西広域連合の広域防災分野に構成団体として加入し、広域連携を密にしていきたい。

【その他の質問項目】 ● 広域防災拠点の整備 ● 高齢者が生きがいを持つる社会づくり ● 高校生の政治参加



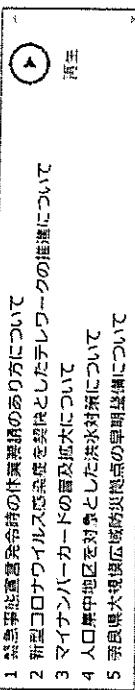
6年前、議員としての初の一一般質問において  
佐藤は感染症対策について質疑！

CHECK!!

清水県議（日本維新の会 会派代表）も  
令和2年6月の代表質問で佐藤の着眼点について評価！



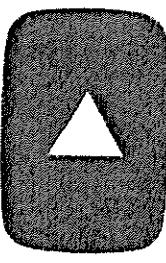
奈良県議会 議会中継  
会員名一覧



1. 無症状者会員会員持の休養期間のあり方にについて  
2. 新型コロナウイルス感染症を契機としたテレワークの推進について  
3. マイナンバーカードの普及拡大について  
4. 人口集中地区に対する水害対策について  
5. 奈良県大規模広域防災拠点の早明整備について

日本維新へ送る

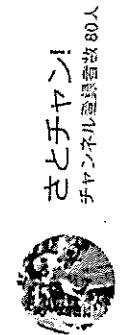
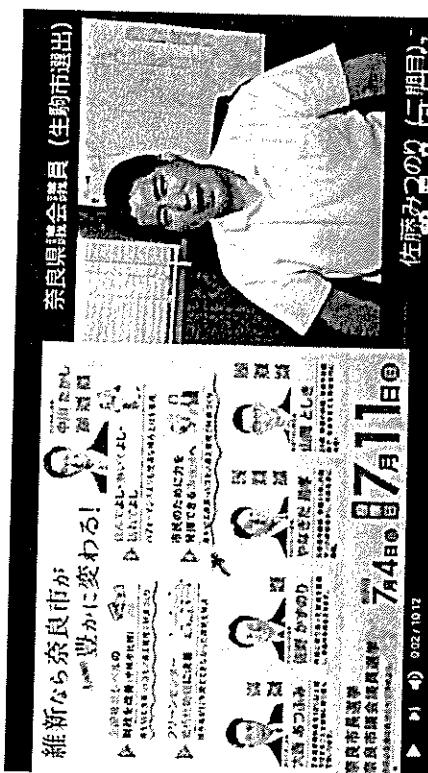
会派の佐藤光紀議員が初めての一一般質問で平成26年夏に干代田公園で発生しましたデンゲ熱を例に奈良県の感染症対策について質問をしております。感染症の特徴として感染から発症までの潜伏期間がありますので誰が発症するかを予見する感染症を想定し県境を越えて加えられた徹底するかを検討すべきと考えることと、県の感染症対策医機関の病床も増えたと指摘しております。



# YouTube

始動

これまでの  
Twitter や Facebook での情報発信に加えて  
YouTubeでの動画配信を始めました！



奈良県議会議員 (生駒市選出)

さとチャン!

チャンネル登録者数 80人

ホーム

動画

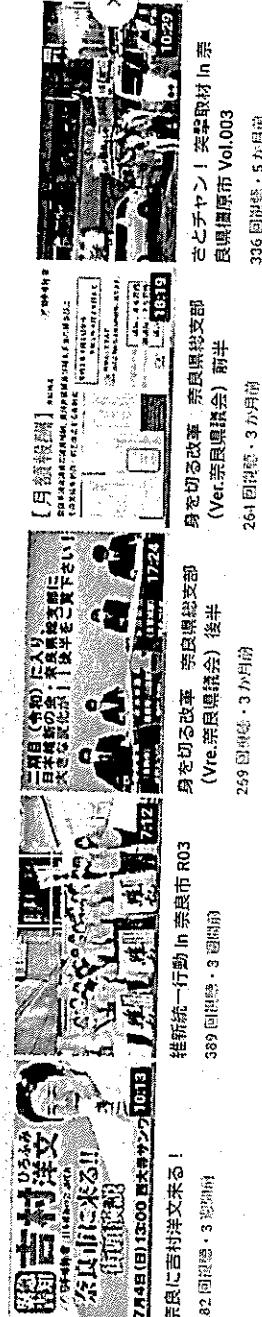
再生リスト

チャンネル

フリートーク

特集

アップロード動画 ► すべて再生



306回再生・5ヶ月前

264回再生・3ヶ月前

259回再生・3ヶ月前

263回再生・3ヶ月前

336回再生・5ヶ月前

【さとチャン！】で検索又はこちらのQRコードからアクセスください ➡



過去の投稿もご覧になれます  
好評価・チャンネル登録もよろしくお願ひします

身を切る改革、維新だからできる。  
**日本維新の会**



元参議院議員 弁護士  
**前川 きよしげ**

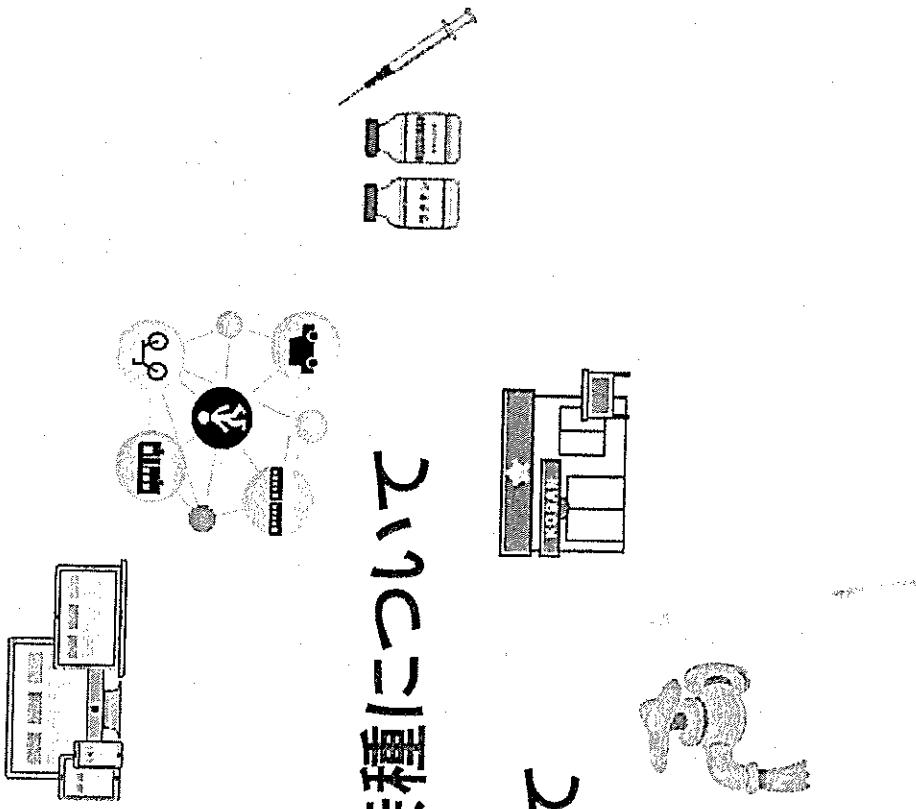


日本維新の会  
衆議院奈良1区(奈良市、生駒市)支部長就任!

ハコモノばかりに税金が使われて、県民の暮らしのためには使われない奈良県。それにもかかわらず、2019年の奈良県知事選挙は、自民党だけではなく、旧民主党も、労働組合(連合)も既得権にぶら下がるたために現職知事を応援しました。私は、そんな奈良県政に対して、「今までアカン」と、旧民主党と決別し、無所属で知事選挙に挑戦をしました。そして、「今までアカン」の思いを同じくする日本維新の会に合流しました。次は、国政から奈良の税金の使い道を変え、奈良の暮らしを豊かにすることに挑戦します。

## 令和3年6月議会代表質問

- ①県庁のデジタル化について
- ②観光地の交通戦略について
- ③新型コロナウイルスワクチン接種について
- ④交番・駐在所の最適化について
- ⑤県域水道一体化について



# 【新型コロナウイルス感染症 感染者数対比】

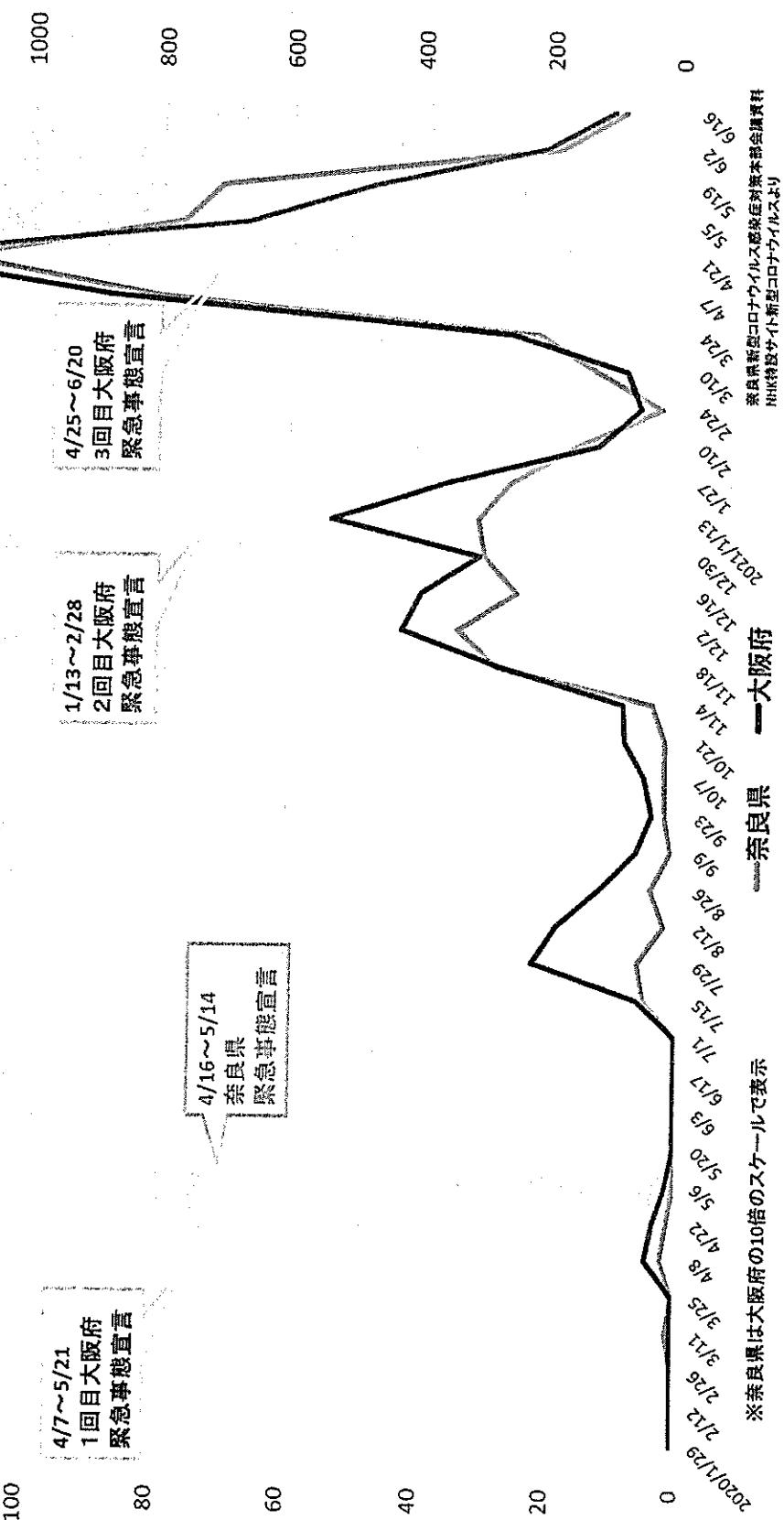
140

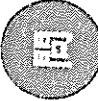
奈良県

感染者数

大阪府  
奈良県  
4/27～緊急対処措置

## 奈良県は大阪府の 約1/10の規模で感染者数が推移





## ①県庁デジタル化について

住民の利便性向上や行政効率化の観点から県庁のデジタル化を推進すべきと考える。県庁の今後のデジタル化へのスケジュール、府内の推進体制デジタル化に伴う情報セキュリティ対策は。

奈良県議会 議会中継



## 担当部署と協議した結果、セキュリティに関する対策が提出されていない



デジタル技術を防災や医療などに活用することで県民生活の質の向上につながる。県では、行政・家庭・経済の3分野でデジタル化を推進し、県民が恩恵を享受できる環境を整えていく。6月には「奈良県地域デジタル化戦略本部」を立ち上げ、また、地域デジタル化の司令塔となるデジタル戦略課を今年度から設置した。  
戦略本部を中心に、デジタル技術を活用して創造的かつ活力ある社会の実現を目指す「奈良県地域デジタル化戦略」を策定する。9月までに基基本方針、年度内に実行計画として取りまとめていく。また、今年度中に職員用端末の半数をモバイル化しペーパーレス会議システムを整備していく。

知事：内部従事者からの漏洩については予防・対策してもしようがない、起きてから対応すればいい。  
国(霞が関)の情報が県の情報よりもサイバーアクセスの対象、セキュリティに関して知事には危機感がない。

問

## ②観光地の交通戦略について

- ・観光地としての魅力向上を図るために、観光客の移動の便利性や快適性をコントロールとした交通戦略を策定する必要があると考えるがどうか

要  
点

- 県にはパーカーアンドバスライド、バスアンドライドなどの概念がない

奈良県議会 議会中継

議員名一覧



答

県として周遊・滞在型観光の推進を目指す。『奈良県観光総合戦略』を策定、便利な交通路体系、移動の円滑化・移動の快適性向上のため、利用環境の整備を明記。

府内・関係部署・市町村・事業者と連携をとり観光客の視点に立った整備を行う。

佐：現在、ターミナル機能が生かされていない各部署で連携を図ってほしいと要望。

### ③新型コロナウイルスワクチン接種について

- ・介護従事者や自治体職員など、特定の職域を対象とした優先枠を設定することで、効率的に接種が進むと考えるがどうか。
- ・感染防止の観点から接種後にどる接種後におけるガイドラインを作成し、県民に周知する必要があると考えるがどうか。



集団接種の優先順位(キャンセルを含む)の検証がなされていない  
ワクチン接種者からの感染拡大リスクを考え、ワクチン接種後のガイドライン  
を作成すべき

優先接種枠の検討をする、奈良市・天理市など職域接種が進んでいる自治体もある。  
ワクチン接種者から他者への感染リスクを考え、接種後もマスク着用など感染予防対策は必  
要だと考える。国、市町村からの周知に加え県からの周知もしていく。  
キャンセル待ちの対応、接種従事者や近隣の教職員などへ接種、ワクチンが無駄にならない  
ようにあらかじめ指針を示すことが重要。

#### ④交番・駐在所の最適化について

- ・交番・駐在所の高機能化が求められる中、交番・駐在所の最適化をどのように進めていくのか？
- ・最適化に伴い廃止する駐在所の建物について警察官の休憩所や待機所等に有効活用してはどうか

交番・駐在所の最適化について内容が適切ではない

最適化にむけでの指針を示す、新たな施設は高機能化に対応した施設へ。現状の施設は耐震性・老朽化・安全性を確保した上で、地域の安全に資するように幅広く検討して有効活用を目指す。

佐：現場の把握するために生駒台駐在所・東生駒交番を見てほしい





## ⑤県域水道一体化について

・検討開始当初は経営統合としてスタートし段階的に事業統合するとした方針から、一転して事業統合とした経緯について  
・一体化による効果額と併せて料金水準も示されたが、この精査も含めて今後どのように協議を進めていくのか



県域水道一体化における将来負担について計画があいまいである



組織的に一体化する『経営統合』では給水区域・水道料金設定・事業認可が市町村ごとに行われる。県域で適切な施設更新が進まない、組織内の統制も取れない。  
『経営統合』では個別市町村の最適化が優先される『事業統合』への移行が困難、一体化の効果を十分に發揮するためにには『事業統合』が必要。今夏企団設置準備協議会立ち上げ、関係29団体と連携し水道料金上昇抑制・効果額について改めて算定。

覚書に基づくと各市町村の水道資産はすべて引き継ぐことになる。



奈良県議会 議会中継  
会議名一覧  
議長名一覧

## 議会改革推進会議

委員長：佐藤 令和3年6月

### 議題・議会運営委員会のオンライン会議について・タブレット端末の利用について

「新型コロナウイルス感染症蔓延防止」、「重大な感染症の蔓延防止」、「大規模な災害の発生」、「その他事情・緊急事態の発生」、などでの事由で集まる会議ができる場合にオンライン出席(議会運営委員会)ができるかどうかを議論。

必要な議論は、出来ない理由を探るより、出来る理由を探ること。  
デジタル端末を使える議員と使えない議員の間で意識の差がある。

年度中に職員用端末の半数を入れ替える、ペーパーレス会議システムを整備するとしている  
が議会のデジタル化は遅れをとつていて、  
前提として議会のICT化は進めしていく方針を確認。



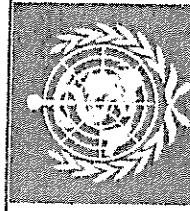
県議会の中で、議会のデジタルを望まない方が多い(デジタルが苦手)

NEWS

## ①所属常任委員会→経済労働委員会（副委員長）へ 厚生委員会

コロナ禍の中で現状の『お願ひベースの自粛や規制』のルーティンでは限界がある。ワクチン接種を進め、承認された治療法と治療法を展開しつつ、マスク着用と手指消毒、換気を徹底する等の防疫体制を継続し本気で経済を回していく必要性を経営者として会社経営に携わる中で肌で感じている。

## ②令和3年6月議会 「台湾の世界保健機関（WHO）への参加を求める意見書」を提出



維新会派として提出し（佐藤：原文草案）県議会本会議において全会一致で議決される。緊張が高まっている台湾情勢を、奈良県議会としても切実に捉えている。

# 日本維新の会

奈良県内 選挙結果 公認候補全員当選！



当選

令和3年2月 檜原市議会議員選挙



原山ひいすけ(9位) 福田じしや(12位) 2名とも当選！

令和3年7月 奈良市議会議員選挙



山岡としき(1位) 大西あつみ(2位)

令和3年3月 香芝市議会議員選挙



4名とも  
上位当選！

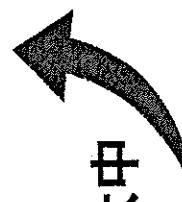
令和3年3月 香芝市議会議員選挙



やなぎだ昌孝(4位) 佐野かずのり(5位)

清川きよこ(2位) 中谷かづてる(10位) 2名とも当選！

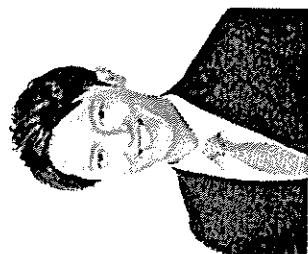
奈良県内で維新の党勢を拡大中



# 日本維新の会

## 注目選挙結果

令和3年7月 兵庫県知事選挙



さいとう元彦

### 日本維新の会 推薦

大阪府下以外で維新系首長の誕生  
大阪と兵庫の連携が一層強くなる期待



当選

兵庫県知事選の構図



さいとう元彦氏  
元元彦氏  
総務省出身  
大阪府附設政調課長  
支援方針  
会派離脱

秋波  
「政策が一致すれば  
全面的に支援する」  
日本維新の会  
県政継承  
井戸敏三知事

松井一郎氏 吉村洋文氏

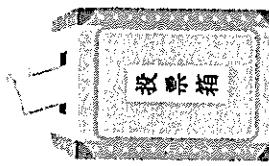
令和3年7月 日本維新の会 奈良県総支部 選挙対策本部長に佐藤力が就任

【今秋に行われる選挙から指揮をとる】

10/24投票：葛城市議会選挙

10月頃投票：衆議院総選挙

10月頃投票：県議会議員補欠選挙(奈良市選挙区)



## 生駒市における直近実施国政選挙 維新及び他党比例票の推移

### □第47回衆議院議員総選挙(比例) 平成26年12月14日執行

	維新の党	自由民主党	公明党	民主党	生活の党	日本共産党	社会民主党	幸福実現党
生駒市	<b>13,121</b>	18,603	4,854	6,531	2,258	5,995	844	218

### ○第24回参議院議員選挙(比例) 平成28年7月10日执行

	おおさか維新の会	自由民主党	公明党	民進党	新党改革	日本共産党	社会民主党	幸福実現党
生駒市	<b>13,120</b>	18,955	5,458	9,890	439	5,517	912	377

### □第48回衆議院議員総選挙(比例) 平成29年10月22日执行

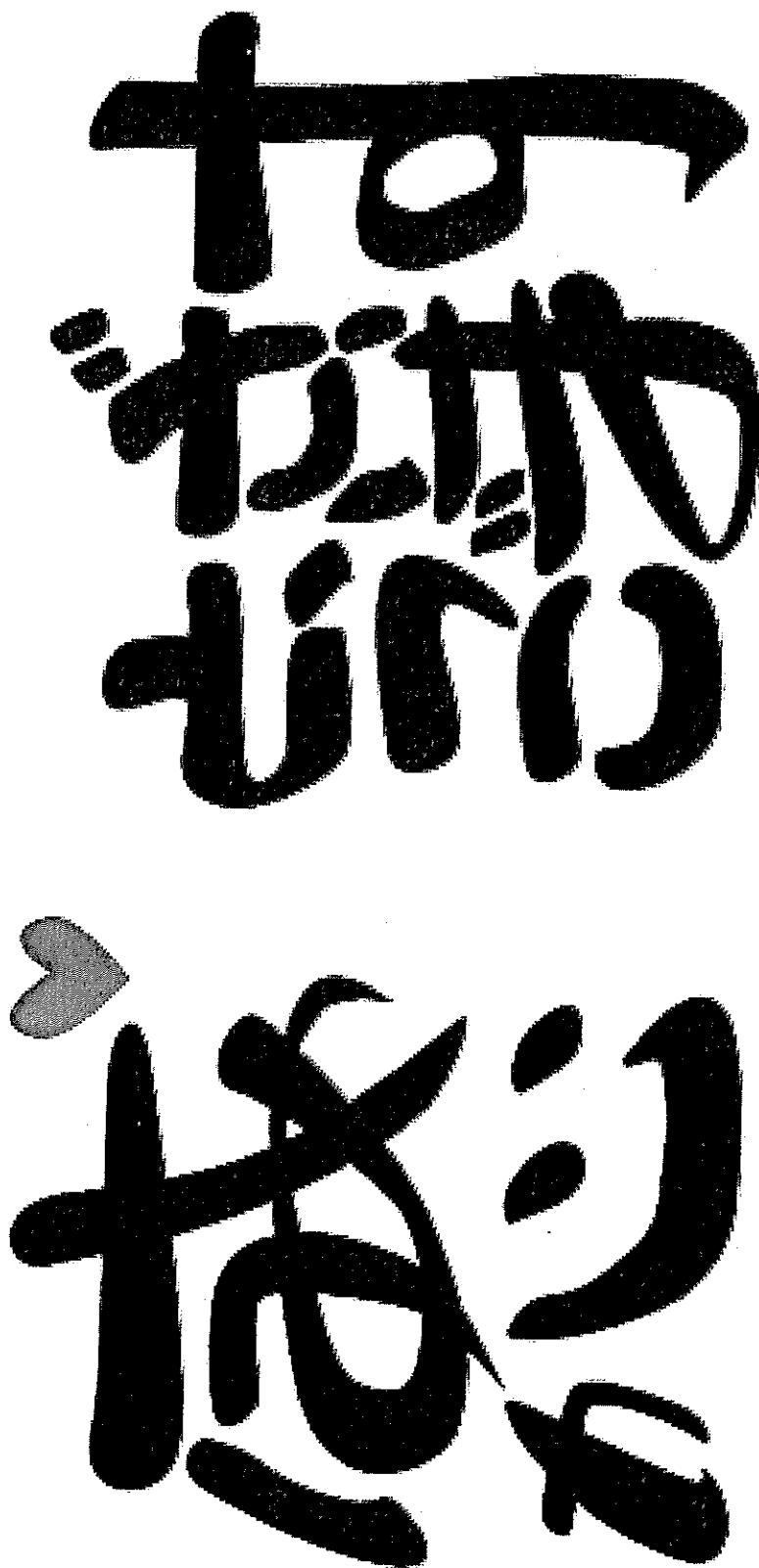
	日本維新の会	自由民主党	公明党	立憲民主党	希望の党	日本共産党	社会民主党	幸福実現党
生駒市	<b>9,831</b>	19,917	4,843	10,793	6,962	4,074	446	260

### ○第25回参議院議員選挙(比例) 令和元年7月21日执行

	日本維新の会	自由民主党	公明党	立憲民主党	国民民主党	日本共産党	社会民主党	れいわ新選組
生駒市	<b>11,276</b>	15,439	4,862	6,887	1,851	3,942	638	2,295

\*第24回参議院選挙(平成28年)と第48回衆議院選挙(平成29年)は奈良選挙区に候補者(吉野忠男氏)を擁立。

ご清聴ありがとうございました。  
引き続き、「佐藤みつのり」へご支援よろしくお願い申し上げます。



## 第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）				
会派・議員名 佐藤光紀				
年 月 日	令和3年9月7日 他			
表題と発行部数	令和3年夏秋号ちらし 40,500部			
対象者	生駒市内			
配布方法	新聞折込 29,050部、ポスティング 11,450部			
発行目的	政務活動報告と県政に対する意見・要望等を広く募集する為			
按分率の説明	ちらしの掲載面積により 1/2 按分 政党等、政務活動以外の記事が 50% を占めるため			
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6月議会報告</li> <li>・県政活動</li> <li>・会員募集</li> </ul>			
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	印刷代	studio KITI 村田	171,419円	@ 3.9 × 40,000部 = 154,869円 + 文字加工代 11,000円 B4 レイアウト代 5,000円 振込手数料 550円
	新聞折込代 生駒市内	サンケイ 広告	99,060円	@ 3.1 × 29,050部 × 1.1 = 99,060円
	印刷代	プリント パック	8,660円	@ 16.6 × 500部 = 8,330円 手数料 330円
※ 50 %充当 合計 279,139円 × 50% = 139,569円				
備考	添付資料：令和3年夏秋号ちらし 請求書			

注 発行した広報紙を添付してください。

# 奈良県議会議員 [生駒市選挙区選出]

# 佐藤みつのり

平成27年9月定例県議会一般質問  
(一部抜粋:奈良県議会より)



## 感染症対策について

さとう みつのり  
**佐藤 光紀議員**  
(維新の党)

県内で危険性の高い状況が発生した場合、近隣他府県の行政及び医療機関と連携して適切に対応すべきと考える。現状と今後の取組について刨いていきたい。

県では、感染症指定医療機関を整備し病床を確保しており、必要な検査や調査を速やかに行なっている。また、感染症対応のための合同訓練や、最新情報に基づく研修会を実施している。今後、関西広域連合の広域防災分野に構成団体として加入し、広域連携を密にしていきたい。

[その他の質問項目]・広域防災拠点の整備・高齢者が生きがいを持てる社会づくり・高校生の政治参加

私が初めて議員となった最初の議会質問が「感染症対策」についてでした。どうしても試みぬ不安があつたからです。

当時(現時点も)、奈良県だけが関西広域連合の広域医療分野に参加しておらず、違和感がありましたので、この質問を行いました。是非、ご覧戴ければと思います。

また、現状の対策においても「お願いベースの自衛や規制」のルーティンから脱し、ワクチン接種を推し進め、一刻も早く承認された治療薬と治療法を徹底しつつ、マスク着用と手指消毒、換気を徹底する等の防疫体制を今後も継続し、更には法整備についても見直した上、本気で経済を回していく必要性を感じております。

コロナ禍において、この二年間は奈良県厚生委員会副委員長として活動をさせて頂きました。今年度からは経済復興を模索する為にも経済労働委員会副委員長として活動致します。宜しくお願い致します。

## 議会報告

詳しくは議会中継(録画)

をご覧下さい



## 令和3年6月 定例県議会代表質問

### 1 県庁のデジタル化について

●住民の利便性向上や行政効率化の観点から県庁のデジタル化を推進すべきと考えるが、県の方針、県庁内の推進体制、今後のスケジュールについて伺う。

#### ●その他、情報セキュリティについて。

地方のネットワークとしてLG-WANが、県にはG-NETが構築されている。しかし、往々ネットはこれらのネットワークには繋がっていない。将来的には各ネットワークを接続しての運用が望まれるが、安全な接続環境を実現する為には今以上のセキュリティ対策が必要であり、ITDS(不正侵入検知)やTPS(不正侵入防止)について質問。また常時監視されていない点についても、如事に問い合わせました。詳しくは記録動画をご覧下さい。

県庁のデジタル化について

佐藤 光紀議員 (現職の初回の質問から) 县民の利便性向上や行政効率化の観点から、県庁のデジタル化を推進すべきであると考えるが、県の方針、県庁内の推進体制、今後のスケジュールについて伺いたい。

デジタル技術を防犯や効率などに活用することで県民生活の質の向上につながる。県では、行政・業務・経済の3分野でデジタル化を推進し、県民が問題を最早で解決する道を整えていく。6月には「奈良県県政デジタル化推進本部」を立ち上げ、また、地場デジタル化の担当となるデジタル化課を今年度から設置した。推進本部を中心、デジタル技術を活用して創出できる力ある県の実現を目指す。今年度末までに実現する予定とござります。また、今年度中に県内実施の全てをモバイル化・ペーパーレス会議システムを導入していく。

### 3 新型コロナウイルスワクチン接種について

①介護従事者や自治体職員など、特定の職域を対象とした優先枠を設定することで、効率的に接種が進むと考えるがどうか。  
②接種後のガイドラインを策定するなど周知に努める必要があるがどうか。  
③県医療局長: ①福祉・介護従事者に対して新たに優先枠を設ける。  
②県としても広く周知する必要がある。

### 【日本維新の会】

奈良県總支部所属

- ・総務会長
- ・選挙対策本部長
- ・たまに広報担当

YouTube さとチャン!

### 【奈良県議会】

- ・経済労働委員会副委員長
- ・観光振興対策特別委員会委員
- ・殺処分ゼロをめざす

県議会議員連盟副会長



佐藤2020年6月議会

### 2 観光地の交通戦略について

●観光地としての魅力向上を図るために、観光客の移動の利便性や快適性をコンセプトとした交通戦略を策定する必要があるがどうか。

● 県観光局長: 奈良県観光総合戦略において、関係部署と情報を共有しながら取り組んでいく。

佐藤はこれまで、数多くのバスターミナルや大型駐車場の設計や施工に現場監督として携わってきた経験があります。その視点で竣工後の利用率が問題となつた奈良公園バスターミナルを始め、県所有のバスターミナルや施設駐車場運営について、各施設の相互競争が定められていない事や、日常生活における交通戦略とは別の観光における交通戦略について、パークアンドライドやバスアンドライド等の概念を例えども、観光局が主導して観光地の交通戦略を策定する必要性を予算委員会・決算委員会での議論を踏まえ、観光開拓に寄り貢献しました。

### 【新型コロナウイルス感染症 感染者数対比】



### 4 交番・駐在所の最適化について

①交番・駐在所の高機能化が求められる中、交番・駐在所の最適化どのように進めていくのか。  
②最適化に伴い廃止する駐在所の建物について、警察官の休憩所や待機所等に有効活用してはどうか。  
③県警本部長: ②直接の視察を行い、前向きに検討する。



### 5 県域水道一体化について

①検討開始当初は経営統合としてスタートし段階的に事業統合するとしていた方針から、一転して事業統合とした経緯について。  
②一体化による効果額と併せて料金水準も示されたが、これら精査も含めて、今後どのように協議を進めていくのか。  
③県水道局長: 対象市町村で再算定し、今後の協議をすすめていく。



## 県議会意見書（第8号）

「台湾の世界保健機関（WHO）への  
参加を求める意見書」



維新会派として提出（佐藤：原文草案）

本意見書の提出に際し、意見書調整会議において、切迫する  
国際状況に鑑み、早い段階で全会派から本意見書（案）は承  
認が成され、県議会本会議においても全会一致で議決され、  
地方自治法第9・9条に基づき、国に提出されました。

→日々、緊張が高まっている台湾の情勢において、  
奈良県議会としても切実に捉えております。

## 議会改革推進会議

議会のデジタル改革に向けて、前進はしているものの…

行政や政治家はこのコロナ禍において、ICTの活用やテレワークやオンラインなどと声高に言っておりますが、現時点で一番出来ていないのは行政であったり、政  
治家ではないのかと思う事があります。色々と制約がある事は理解はできるのですが、今必要な議論は、出来ない理由を探るより、出来る理由を探る事だと思います。

先の県議会で佐藤が行った代表質問の答弁にもあります様に（前ページ参照）、  
遅れていた行政側も年度中に職員用端末の半数を入れ替えるだけでなく、閉域ネット  
ワークに接続可能であり、ペーパーレス会議システムも整備するとしています。  
果して議会はどうするのか。県議会のデジタル化は明らかに後れをとっています。

## 日本維新の会 TOPICS

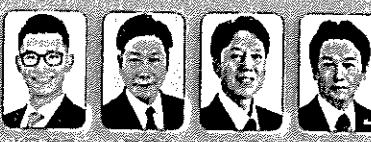
新たに加わった仲間と共に、奈良県内自治体の行政改革を進めて参ります

### 令和3年7月の奈良市議会議員選挙において

TOP⑤のうち4名が維新公認候補という結果！



- 1位当選：山岡としき 7,264票
- 2位当選：大西あつみ 6,549票
- 4位当選：やなぎだ昌幸 4,748票
- 5位当選：佐野かずのり 4,506票



### 選挙初日には 吉村洋文 日本維新の会副代表が応援に駆け付けた

維新の挑戦：奈良市長選挙において元県議（同会派）の中川崇候補が維新推薦で挑戦するも次点で惜敗

令和3年2月 榎原市議会議員選挙 公認候補2名当選

公認候補は全員当選！

大阪府下ノウチ市議会議員選挙

日本維新の会 推薦

さとう元彦 知事が誕生！



当選を祝う大西候補選挙事務所にて

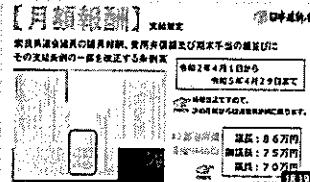


大和西大寺駅前吉村知事応援の様子

### 令和3年7月 兵庫県知事選挙

日本維新の会 推薦

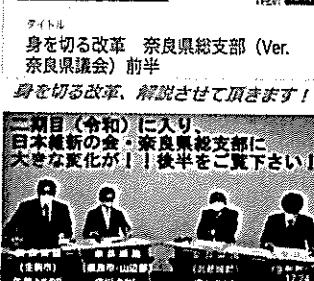
さとう元彦 知事が誕生！



佐藤みつのりYoutubeチャンネル  
さとチャン！



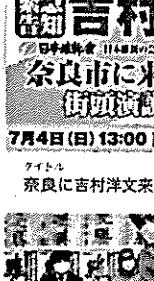
実は、佐藤自身で撮影から編集しています。



佐藤みつのりYoutubeチャンネル  
さとチャン！



実は、佐藤自身で撮影から編集しています。



佐藤みつのりYoutubeチャンネル  
さとチャン！



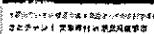
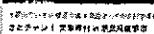
実は、佐藤自身で撮影から編集しています。



佐藤みつのりYoutubeチャンネル  
さとチャン！



実は、佐藤自身で撮影から編集しています。



佐藤みつのりYoutubeチャンネル  
さとチャン！



実は、佐藤自身で撮影から編集しています。

元参議院議員でもあり、  
現役の弁護士でもある

## 前川 きよしげ

[維新・衆議院奈良1区支部長]  
に選出され市内で活動中！



ポスター掲示場所の  
ご協力お願い致します！

佐藤県議 前川(一区)支部長 梶井市議

## 佐藤みつのり事務所 会員募集！

Join US

活動をサポートして頂ける仲間を募集中です。一緒に奈良の改革を進めて参りましょう！

入会希望の方は、事務所（担当：加藤）までお気軽にお問い合わせください。

事務所及びホームページにて、  
皆様のご意見・ご要望を隨時受け付けています！

## 佐藤みつのり事務所

〒630-0201 生駒市小明町556-3

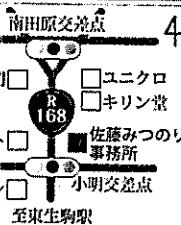
TEL: 0743-25-4675 FAX: 0743-25-2489

URL: <https://mitsunori-sato.com>



3つの利

- ・未来への政策提言と  
政策実現
- ・福祉・医療・教育  
への充実施策
- ・身を切る改革での  
行政改革



# 請求書

令和3年8月~~メ~~日

佐藤みつのり事務所様

studio KITI

大阪府大阪市北区中津2-8-C1101

TEL/FAX 06-7161-0042

下記のとおり御請求申し上げます。

品名	数量	単価	金額	摘要
B4広報誌印刷	40,000		154,869	
十字折加工	10,000		11,000	
B4レイアウト修正			5,000	
合計金額			170,869	
消費税額		税込 合計金額	170,869円	

振込先/○三井住友銀行

口座名. 村田 耕一

○三菱東京UFJ銀行

口座名. 村田 耕一

9/4 メール済  
⑨

# 請求書

〒 630-0201  
生駒市小明町556-3

2021年08月31日 締切分 No. 00106665

佐藤みつのり事務所 殿



〒630-8113 奈良市法蓮町559-1  
☎ (0742)32-1220(代表)  
FAX (0742)32-1230

得意先コード 112051

お振込みは下記の口座にお願いいたします。  
<振込先> 南都銀行  
ゆうちょ銀行 記号番号  
口座名義 サンケイ広告㈱ 奈良支社

下記の通り御請求申し上げます。尚、当請求書と入れ違いにご入金済の場合はご容赦下さい。

前回御請求額	御入金額	差引繰越額	当月分請求額	合計請求額	担当者
0	0	0	99,060	99,060	[REDACTED]

伝票No.	年月日	媒体名	件名・種類	数量(スペース)	単価	金額
10098189	21/08/29	チラシ折込	新聞折込 B 4	29,050部	(小計) (消費税) (合計)	90,055 9,005 99,060

## 請求書

2021年08月19日

佐藤みつのり事務所 御中

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。  
ご依頼いただきました件、次の通り御請求申し上げます。  
何卒よろしくお願ひ申し上げます

お支払条件 代金引換（後払）

納品場所 ご指定場所

御請求金額 8,660円（税込）

納品期日 当日

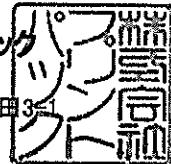
株式会社プリントパック

〒617-0003

京都府向日市森本町野田3-1

TEL 0120-977-920

FAX 075-935-6890



ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
PAC27070956	品名：令和3年夏秋チラシ A3変形 (258×365~302×430) / 長辺：385×短辺：274 / 両面4色 / コート90 / 500部 / 加工1：トンボ仕上がり断裁（ご注文サイズでお納め） 加工2：  代引き手数料	1	8,330	8,330
合 計				8,660

### 特記事項

代引手数料はお客様にご負担いただく形となります。  
商品到着時に運送会社様へお支払いくださいませ。

## 第11号様式の5（第5条関係）

## 政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 佐藤光紀

年月日	令和4年1月20日 他				
表題と発行部数	令和4年新春号ちらし 40,000部				
対象者	生駒市内				
配布方法	新聞折込 28,250部、ポスティング、駅立ち 11,750部				
発行目的	政務活動報告と県政に対する意見・要望等を広く募集する為				
按分率の説明	ちらしの掲載面積により 1/2 按分 政党等、政務活動以外の記事が 50%を占めるため				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・12月議会報告</li> <li>・県政活動</li> <li>・会員募集 他</li> </ul>				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	studio KITI 村田	171,314円	@4.2×40,000部 =170,869円 振込手数料 445円	158
	新聞折込代 生駒市内	サンケイ 広告	96,332円	@3.1×28,250部× 1.1=96,332円	184
	※ 50 %充当 合計 267,646円×50% = 133,823円				
備考	添付資料：令和4年新春号ちらし 請求書				

注 発行した広報紙を添付してください。



# 奈良県議会議員 [生駒市選出]

# 佐藤みつのり

新年、明けましておめでとうございます。

令和2年初頭より、新型コロナウイルスの影響が  
始めてから丸二年が経過しようとしております。

皆様から見ても政治の問題、行政の問題、社会体質としての課題等、様々な問題や課題が浮き彫りになつてきているかと思います。

また、価値観すら変わつてきている中で、今やるべき事、これからやらなければならない事についても明確になってきています。

この激動期に【奈良県議会議員】として送り出して頂いたご恩に報いる為にも、私にしかできない事が、必ずあろうかと思います。  
存分に働きます!皆様には結果をお示し致します。

面白きなき世を面白く! 一層、努めて参ります。

佐藤光紀



## 【奈良県議会議員】(二期目)

- ・経済労働委員会 副委員長
- ・観光振興対策特別委員会 委員
- ・議会運営委員会 委員
- ・議会改革推進会議 委員
- ・意見書調整会議 委員
- ・殺処分ゼロをめざす 県議会議員連盟 副会長
- ・奈良県自然環境保全審議会 委員
- ・日本維新の会 奈良県総支部所属



YouTube

奈良県議会議員 佐藤みつのり



視聴・チャンネル登録をお願いします!

## 12月定例県議会報告 (TOPIX: 意見書と請願)

### ①「公職選挙法の改正を求める」意見書

(佐藤: 原文草案・意見調整)

今回の衆議院選挙において、公職選挙法の改正が必要であることを痛感。上記意見書を草案致しました。  
各政党に対して積極的な働きかけを行った結果、

奈良県議会として、国に提出する運びとなりました!



意見書原文  
はこちら



委員会議員説明  
の動画はこちら

### ②「県立奈良高校と平城高校の融合をすすめる」請願

(佐藤: 紹介議員として提出)

問題が根深い県立高校再編において、上記の請願者より指名を頂き、今回は【私にしかできない事】であると認識。請願者と共に『一体何が大切なのか』テーマを絞り込み、議会においては会派をあげて訴え、  
多数の賛同議員により請願は県議会で採択されました!

## 日々の活動を街頭にて報告



金曜日恒例の街頭活動は控えておりましたが、  
注意しながら、出来る範囲で再開しています。  
(選挙の時だけというスタンスは私に馴染みません)  
佐藤を見かけたら、是非お声がけ下さい。

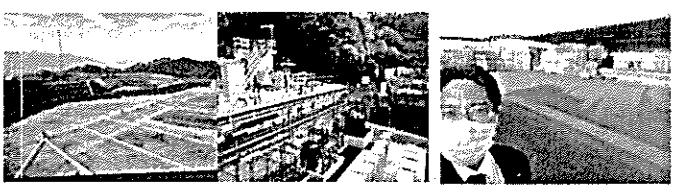
実は、かなり嬉しかったりします。

### ・県外視察：奈良まほろば館（東京）他



今年、移転を含めリニューアルオープンした新まほろば館は奈良県のリアルな魅力発信を行うべく開業致しました。  
アンテナショップは有効ですが、かかる経費に見合った成果も必要です。尚、コロナ禍で中止や延期となってきた県外（県内）の現地視察が再開できたのは幸いでした。  
やはり、百聞は一見にしかず。

### ・県内視察：最終処分場、奈良県中央卸売市場



県民の生活を支える施設として、最終処分場と中央卸売市場を視察。再整備（除却・建替）を控えている卸売市場は注視が必要です。再整備計画が進歩していますが、アスベスト全棟調査が後回しにされており、この点を委員会でも指摘しております。まずは実態を掴む為にも調査が先で、連なる計画はその後であるというのが私の主張です。ちなみに佐藤はアスベスト作業主任者として、大規模公共施設における現場代理人の経験から物申しております。



# 維新はやる。 未来を託して欲しい。

自分たちが政治家のあり方を変えていく。  
そんな思いで維新を立ち上げ、約10年が経過しました。

この間に私たちの暮らしや社会のあり方は大きく変化してきましたが、  
政治は昭和のまま、なにも変わっていませんでした。  
政治家が優遇・厚遇され、特定の団体や業界など、一部の人だけが  
得をするような政治。  
いったい、誰のための政治なのか。もう古い政治は終わりにしましょう。

柳ヶ瀬・音喜多 参議院議員と

政治を国民のためのあるべき姿に戻し、日本をもう一度成長できる国に変えていく。

そのために、皆様の力が必要です。一緒に、新しい日本の未来をつくっていきましょう。



新共同代表

ば ば のぶゆき

**馬場 伸幸**

新幹事長

ふ じ た ふみたけ

**藤田 文武**

日本維新の会 新四役就任決定

新政調会長

ま ときた しゅん

**音喜多 敏**

新総務会長

やながせ ひろふみ

**やながせ裕文**

第49回衆議院議員総選挙 奈良県1区(生駒市・奈良市)比例獲得票

	日本維新の会	自由民主党	公明党	立憲民主党	日本共産党
生駒市	22,707	17,752	4,721	9,155	3,688
		22,473		12,843	
奈良市	52,788	49,590	17,830	28,493	13,635
		67,420		42,128	
合計	75,495	67,342	22,551	37,648	17,323
		89,893		54,971	

生駒市では自民党・公明党の合計以上の得票を『維新』が獲得！



第49回衆議院総選挙において  
奈良県から維新の国会議員が  
誕生しました！

前川きよしげ(奈良1区)

**佐藤みつのり事務所 会員募集！**

**Join US**

活動をサポートして頂ける仲間を募集中です。一緒に奈良の改革を進めて参りましょう！  
入会希望の方は、事務所までお気軽にお問合せください。政治を身近に感じてみませんか。



事務所及びホームページにて、  
皆様のご意見・ご要望を隨時受け付けています！

**佐藤みつのり事務所**

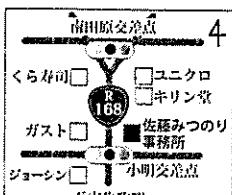
〒630-0201 生駒市小明町556-3  
TEL : 0743-25-4675 FAX:0743-25-2489  
URL : <https://mitsunori-sato.com>



精神健康の為、  
うきよ会

3  
つ  
の  
利

- ・未来への政策提言と  
政策実現
- ・福祉・医療・教育  
への充実施策
- ・身を切る改革での  
行政改革



# 請求書

令和 3 年 12 月 × 日

佐藤みつのり事務所 様

studio STUDIO  
KITTI

大阪府大阪市北区中津2-8-6 TEL/FAX 06-7161-0042

下記のとおり御請求申し上げます。

品 名	数 量	単 価	金 額	摘要
B4広報誌 印刷	40,000		170,869	
合 計 金 額				
消費税額		税 込		
		合計金額	170,869円	

振込先/○三井住友銀行

口座名. 村田 耕一

○三菱東京UFJ銀行

口座名. 村田 耕一

〒 630-0201  
生駒市小明町556-3

# 請 求 書

2022年01月31日 締切分 No. 00108385  
2/3 x-1v

佐藤みつのり事務所 殿



〒630-8113 奈良市法蓮町559-1  
☎ (0742)32-1220(代表)  
FAX(0742)32-1230

得意先コード 112051

お振込みは下記の口座にお願いいたします。

<振込先> 南都銀行

ゆうちょ銀行 記号番号

口座名義 サンケイ広告㈱ 奈良支社

下記の通り御請求申し上げます。尚、当請求書と入れ違いにご入金済の場合はご容赦下さい。

前回 御 請 求 額	御 入 金 額	差 引 繰 越 額	当 月 分 請 求 額	合 計 請 求 額	担当者
0	0	0	96,332	96,332	[Redacted]

伝票 No.	年月日	媒 体 名	件 名 · 種 類	数 量(スペース)	单 価	金 額
10100127	22/01/09	チラシ折込	新聞折込 B4	28,250部	(小計) (消費税) (合計)	87,575 8,757 96,332

## 第11号様式の6（第5条関係）

## 政務活動記録簿（ホームページの開設等）

会派・議員名 佐藤光紀

年 月 日	令和3年4月6日 他			
表題	奈良県議会議員 佐藤光紀ホームページ			
対象者	インターネット利用者			
開設目的	活動理念、活動報告などの広報。意見・要望を求める。			
按分率の説明	政務活動とその他活動の比率により 1/2 按分			
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策</li> <li>・活動報告</li> <li>・県民への意見募集 等</li> </ul>			
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	維持管理費 その他	中垣由梨	55,000 円	更新料 1-3月分 SNSバナーボタン 追加作業
	維持管理費	中垣由梨	49,500 円	更新料 4-6月分
	維持管理費	中垣由梨	49,500 円	更新料 7-9月分
	維持管理費	中垣由梨	49,500 円	更新料 10-12月分
	サーバー維持費	さくらイン ターネット	918 円	R4年2月～R5年1月分
	維持管理費	中垣由梨	49,500 円	更新料 1-3月分
※50%充当 合計 253,918 円×50% = 126,959 円				
備考	ホームページアドレス : <a href="https://mitsunori-sato.com/">https://mitsunori-sato.com/</a> 添付資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・Web サイト管理・更新業務の契約書</li> <li>・さくらインターネット契約 支払い明細</li> </ul>			

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

200円

## 契約書

佐藤みつのり事務所 御中

ICO webdesign 中垣 由梨  
〒630-0262 奈良県生駒市緑ヶ丘 1420-2-217

TEL: [REDACTED]

E-mail: [REDACTED]

以下、「佐藤みつのり事務所」様を「甲」と記し、「中垣由梨」を「乙」と記します。

### □契約内容

WEB サイト管理・保守業務

「奈良県会議員佐藤みつのり WEB サイト」

### □期間

2021 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日

### □費用

各 1 ヶ月間 15,000 円

### □お支払い方法

銀行振込にて。3 ヶ月毎とさせていただきます。

- ・乙は甲の上記期間、甲の Web サイトの管理・更新業務を行います。
- ・活動アルバムの更新は月 3 件までとし、それを超える場合は別途費用と致します。
- ・当ホームページに掲載する写真データやテキスト文面等は、原則として甲にご提供して頂くものと致します。作成後の内容のチェックは甲におこなって頂くものと致します。

甲記名

佐藤光紀

乙記名

中垣由梨



以上

From [REDACTED]  
To [REDACTED]  
受信日時 2022/02/14 月 10:12

## [さくらインターネット] お支払い確認のご連絡

---

本メールは送信専用のため、ご返信いただきましても回答ができません。  
本メールにお心当たりがない場合、またその他お問い合わせは、会員メニュー  
「メールでのお問い合わせ」をご利用ください。

---

佐藤 光紀 様 [REDACTED]

いつもさくらインターネットをご利用いただき、誠にありがとうございます。  
またこの度はサービス料金をお支払いいただき、重ねて御礼申し上げます。

以下の通り、お客様からの銀行振込でのご入金を確認いたしましたので  
ご連絡いたします。

---

お支払い済み請求書番号 : 25735960

お支払い金額 : 5238 円

お支払い金融機関 : 銀行振込

弊社入金確認日 : 2022年02月14日

---

請求明細 および 対象のサービス情報につきましては、以下会員メニューより  
確認いただけます。

### ▼会員メニュー 請求明細情報

<https://secure.sakura.ad.jp/menu/bill/?mode=B2010&billno=25735960>

\*—————\*  
◆ \* ◆ ご確認ください ◆ \* ◆  
\*—————\*

・対象の請求書がサービスの更新費用（継続利用料）の場合  
現時点で更新手続きが完了しております。更新手続きは取消できません。

・対象の請求書がサービスの初回費用の場合  
ご提供開始時期はサービスにより異なります。詳細は以下サイトをご確認  
ください。

### ▼サービス申込みから、運用開始までの流れを教えてください。

<https://help.sakura.ad.jp/206224341/>



## 請求明細情報

選択された請求書の明細は次のとおりです。

### 請求基本情報

#### 請求の概要

##### 請求書No.

25735960

##### 請求日

2022年01月10日

##### 支払状況

済

##### 支払方法

振り込み

##### メールアドレス

[REDACTED]

##### 振込先口座番号

三井住友銀行 [REDACTED]

[REDACTED]  
口座名義人 サクラインターネット（カ

##### 支払期限

2022年01月31日

##### お支払い金額

**5,238円**

**内訳**

小計	5,238円
内消費税額	476円
合計の支払金額	5,238円

**請求の内訳**

**さくらのレンタルサーバ スタンダード**

**サービス利用料(2022/02/01-2023/01/31) [wheatcoyote6.sakura.ne.jp]**

**サービスコード : 113100089483**

**支払区分 : 年間一括**

**数量 : 1**

**5,238円**

**戻る**

[個人情報保護ポリシー](#) [本サイトご利用にあたって](#)

© SAKURA Internet Inc.

## 第11号様式の11(第5条関係)

## 令和3年度事務所状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
②所在地	住所 生駒市小明町 556-3 コーポもりおか 102号・202号 電話 0743-25-4675 延べ床面積 39.25 m <sup>2</sup>
③他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ■後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input checked="" type="checkbox"/> その他
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 森岡健) 所有者 ■第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input type="checkbox"/> 事務所全体面積 m <sup>2</sup> (a) うち政務活動使用面積 m <sup>2</sup> (b) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所使用時間 9時間 (a) うち政務活動使用時間 4.5時間 (b)  (b)/(a) = 4.5/9 → <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">按分率 1/2</span>
⑥事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/2 (按分率の考え方: 時間按分)
⑦駐車場代の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 1/2 (按分率の考え方: 事務所賃借料と同率で按分)
⑧光热水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/2 (按分率の考え方: 事務所賃借料と同率で按分)
⑨備考	

注 賃貸借(事務所・駐車場)の場合は、別途契約書を添付してください。

建物賃貸契約書

名稱：白木町小林ビル  
登記番號：

面積：15.5坪  
建物主：藤原

承租人：中川

## 賃貸借契約書

貸主 森 囗 健（以下、甲という）と  
借主 佐 藤 光 紀（以下、乙という）は、甲所有の後記物件（以下、  
本賃貸物件といふ）を乙が賃借し使用するにあたつて下記の通り契約を締結した。

### 【第1条】

（1）乙は本賃貸物件を次の営業の用途以外に使用してはならない。

### 用途：政務活動の事務所として

（2）乙が前項の使用目的の変更を希望し、甲がこれを適当と認めた場合は、  
この契約を破棄し、改めて新規契約を締結するものとする。

### 【第2条】

賃料は、月額金64,800円也（内、4,800円・消費税8%）とし、  
毎月末日迄に翌月分を現金にて、甲の指定する場所に持参若しくは銀行口  
座に送金して支払うものとする。尚、解約時の最終月賃料はその月末迄と  
し、日割計算、返却はしないものとする。

### 【第3条】

乙は本契約の保証金として、金600,000円也を甲へ預託する。  
但し、乙は保証金をもつて賃料その他等甲に対する支払いに充当することは  
出来ない。尚、保証金には利息をつけず、又担保、質入することはでき  
ない。

### 【第4条】

本契約期間を、平成27年2月1日より平成29年1月31日迄の  
2年間とする。但し、期間満了し双方異議がない場合は本契約を更新する  
ことが出来る。それ以降も同様とする。

【第5条】

甲乙は、前項に賃料を定めたるも、本契約締結日以後、地価の変動、土地、建物に対する公租公課、公共その他諸料金の増減、経済情勢、物価指教の変動、修理その他負担の増加があった場合は、甲乙協議の上、賃料並びにこれらに伴う共益費等を改定することができる。

【第6条】

第4条の期間中であつても建物管理に関する清掃、設備係等の入件費・消耗品・諸雜費等の支出増または上下水道、電気、ガス、諸設備保守料金の値上げ等あつたときには、共益費及び附加使用料の増額に関する甲の請求に、乙はこれに応じなければならない。

【第7条】

前記契約期間中、甲又は乙が解約を希望する場合は、甲は6ヶ月前、乙は3ヶ月前にそれぞれ文書により相手方に予告しなければならない。但し、乙は3ヶ月分の賃料相当額を甲に支払い、即時この契約を終了させることができる。この意思表示は本契約書末尾添付の書面をもつて行うものとする。

【第8条】

乙が商号、屋号を変更する場合は、文書により甲に申し出るものとする。

【第9条】

甲の承諾を要する事項は全て文書によるものとする。

【第10条】

乙は次に掲げる行為をしてはならない。

- ①この建物内に汚物、爆発物、悪臭を発する物、引火の恐れのある物その他の人に迷惑や建物に危険を及ぼす物の持ち込み、製作、保存等。
- ②甲の許可なく建物の外部、玄関、廊下、窓ガラス等に看板・掲示物等による広告宣伝（ストライキに関する広告、赤旗掲示等を含む）の掲示。
- ③本賃貸物件の全部又は一部を転貸もしくは、居住用に変更又は名義の如何にかわらず他人に使用させること。
- ④本賃貸物件の契約以外の目的の使用。
- ⑤風紀及び衛生上建物内及び近隣の苦情の要因となる行為。

【第11条】

甲及び乙の使用者は乙の營業にかかる業務の他、当建物内で宿泊、仮眠、遊戯等は無論、何等理由なく不必要に当建物内に入りすることは出来ない。但し、事前に甲の承諾を得た場合この限りではない。

【第12条】

この建物の保全、衛生、防犯、防火、救護、その他急を要するとき、甲又はその使用人（請負人・臨時雇用者を含む、以下同じ）は随時賃貸物件内に立ち入り、又はその内外を点検することが出来る。前項の場合、乙は甲の措置に協力するものとする。

【第13条】

下記の各項の一つに該当するときは、甲はこの契約を催告なく解除することが出来る。  
①乙が家賃その他の支払いを1ヶ月以上延滞した時。延滞金については日歩4錢9厘の延滞損害金を計算する。  
②乙が本契約第10条各項の一つに該当する行為をしたとき。  
③乙が解散、支払停止、和議更正手続きの開始をなした時、未成年見人、被保佐人の宣告、破産の宣告、強制執行、差し押え、仮処分又は営業停止等の行政処分を受けた場合、死亡した時、銀行取引停止処分を受けたとき。  
④無断にて造作、模様替えをしたとき。  
⑤その他この契約に違背する行為があつたとき。

【第14条】

次に掲げる損害に対して甲はその責を任じない。  
①震災、火災、風水害、盜難、その他天災地変並びに不可抗力等により生じた損害。  
②甲の建物もしくはその付属設備又は他の賃借人に間連して発生した一切の事故による損害。  
③理由の如何を問わず建物内の他の賃借人の造作及び電気、ガス、給排水等諸設備並びに營業等に起因した漏水、ガス漏れ、聲音、臭氣、その他、或いは他人により乙が被つた一切の損害及び、それに付属する弁償問題。  
④甲が設置した設備物件の操作、もしくは使用中に生じた損害並びにその使用停止による損害。

【第15条】

乙が本賃貸物件内の造作、模様替え、電気、ガス、水道、空調等諸設備、その他（看板等を含む）の工事をする場合は、文書による甲の承諾を得、その工事については、甲が発行する工事許可原書の記載事項を厳守の上、工事人に施工させるものとする。

【第16条】

乙が本賃貸物件内に行つた造作、設備に課せられる固定資産税は乙の負担とする。

【第17条】

建物諸設備につき点検、修理、部品の取り替え、改造による運転の中止等はするも乙は賃借料、共益費その他の値引き又は支払い中止等は出来ない。

【第18条】

乙又はその関係者が本賃貸物件及びその付属物件並びにこの建物の共用部分その他を破損した時、乙は甲に対しその損害を賠償しなければならない。尚、乙が甲の建物経営に關し信用、名誉を傷つけた場合も同じとする。

【第19条】

乙又は、乙の使用人が火災を生じさせた場合、又は本賃貸物件内より火災発生の場合は、甲は即時に本賃貸借契約を解除し、乙は直ちに本賃貸物件を明け渡さなければならない。この場合、甲が被った損害を乙に対し別途賠償請求することが出来る。

【第20条】

火災の場合、甲は至急建物修復に努力するも、乙は、類焼を理由に賃料・共益費・付加使用料等の減額、又は免除を申し出ることは出来ない。尚、乙が、類焼を理由に明け渡しを希望し、保証金の返還を求める時は、10ヶ月以内の猶予期間をおき、第2条の規定により返金する。

【第21条】

乙は本賃貸物件を新規賃借人に譲渡することは出来ない。但し、甲の承諾を得た場合はこの限りではなく、この場合、名義書換料その他諸費用については双方協議の上決定する。

【第22条】

乙が本物件を甲に返還する場合は造作、設備、什器備品、看板等の処分に關し甲の指示通りに行つたときに限り、甲は保証金 600,000円より、300,000円を引き（未収金、未清算金がある場合はこの金額を差し引き）300,000円を明渡日より3ヶ月以内に返還するものとする。

【第23条】

乙の甲に対する交渉は当時者間において行い、いかなる場合においても団体交渉もしくはこれに類する方法又は交渉の代理人を選任する等をもってはこれを行なうことは出来ない。但し、法定代理人は除く。

【第24条】

甲が建物管理を甲の使用人以外の第三者に委任したときは、乙は賃貸室等の使用並びに賃料・共益費・附加使用料等の支払い及び建物管理につきそのままの管理人の指示に従うものとする。尚、建物管理人の選任は甲が文書により乙に通知する。

【第25条】

本契約書各条項のひとつにも乙が違背した場合は、本契約を解除し直ちに本賃貸物件を甲に返還するものとする。又、乙は、これにより生ずる甲の損害を賠償するものとする。

【第26条】

この契約が終了又は第13条による解除（この場合第7条但し書きによる契約終了とみなす）の場合は、乙は、本賃貸物件を乙の負担において原状に復し明け渡さなければならない。その場合、乙はその事由もしくは名目の如何にかかわらず甲に対し、造作その他一切の買取請求及び移転料、立退料等の請求は出来ない。尚、電気・ガス・水道料金の最終領収書を甲に提示し、預託した末尾記載の鍵、本契約書を返却する。

【第27条】

甲の従業員が行った乙とのいかなる話し合い、取り決め事項も、甲が本契約書に使用した印鑑を捺印した文書でないものは無効とする。

【第28条】

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

①自らが、暴力団、暴力團関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。

②自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。

③反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないことを。

④自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。

イ偽証又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

⑤本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供しないこと。

⑥本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供しないこと。

⑦本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせないこと。

⑧本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせないこと。

⑨本契約締結後でも、乙が反社会的と認められる団体（暴力団や過激な政治活動集団をいう）及びその構成員と判明したときは、本契約を無効とし、白紙解約とする。

【第31条】

この契約に起因する紛争に關し、訴訟の提起等裁判上の手続きをしようとするときは、奈良地方裁判所又は奈良簡易裁判所をもつて管轄裁判所とするものとする。

【第32条】

本契約書各条項について、甲乙はそれぞれ誠実に履行するものとする。

【特約条項】

①本物件は、契約締結時の現状有姿（スケルトン）にて賃貸借するものとする。

②1ヶ月以上無人となる場合必ず甲に連絡すること。

③乙は、近隣の迷惑となる行為を行ってはならない。

④犬、猫等の動物類は飼わないこと。

⑤法令の施行により消費税に増減があつた場合、これに準じて賃料を支払うものとする。

⑥本物件は平成27年2月から4月迄の期間だけ賃貸借するものとするが、乙が継続して賃借することを申し出た場合、甲はそれに応じるものとする。

【第29条】

借主の連帯保証人 [REDACTED] 本契約の各条項を承認のうえ、この契約から生じる一切の借主の債務につき、借主と連帯して履行の責めに任ずるものとする。連帯保証人が死亡又は、破産したとき借主は即刻貸主に通知しなければならない。

【第30条】

この契約に定めのない事項については本契約書各条項の趣旨、諸法令慣習に従つて、甲乙協議の上措置するものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し各自記名捺印の上1通を保有する。

## 賃貸条件

賃料	月額	64,800円 (内 4,800円 8% 税)
共益費	賃料に含む	
その他	電気・ガス・水道・通信等は実費	
合計 月額 <u>64,800円也</u> (内 4,800円 8% 税)		

## [物件の表示]

\* 所在地 : 奈良県生駒市小明町556-3  
 \* 建物名称 : コーポもりおか 102号店舗  
 \* 建物構造 : 鋼骨A.L.C造 3階建の1階部分  
 \* 専有面積 : 19m<sup>2</sup> (約5.5坪)

奈良県生駒市小明町556-3

森 岡 健

TEL

【貸主】住所 氏名

【借主】住所 氏名

TEL

【連帯保証人】住所 氏名

TEL 商号：所在地址：氏名：

【取引主任者】

差戻No. [ ] 合計 1本

受け取りました、万一紛失した場合解約時実費にて精算いたします。

賃借人 佐藤 光紀

御振込先 振込手数料は借主負担

銀行名	南都銀行
口座番号	[ ]
口座名義	森 岡 健 (モリオカ タケシ)

建物賃借契約書

出事務所用

名義人：新井五郎 202号

借主：佐藤一雄

契約日：令和元年 5月 1日

## 賃貸借契約書

貸主 森 岡 健（以下、甲といふ）と  
借主 佐 藤 光 紀（以下、乙といふ）は、甲所有の後記物件（以下、  
本賃貸物件といふ）を乙が賃借し使用するにあたつて下記の通り契約を締結した。

### 【第1条】

（1）乙は本賃貸物件を次の営業の用途以外に使用してはならない。

### 用 途 : 政務活動の事務所として

（2）乙が前項の使用目的の変更を希望し、甲がこれを適当と認めた場合は、  
この契約を破棄し、改めて新規契約を締結するものとする。

### 【第2条】

賃料は、月額金32,400円也（内、2,400円・消費税8%）とし、  
毎月末日迄に翌月分を現金にて、甲の指定する場所に持参若しくは銀行口  
座に送金して支払うものとする。尚、解約時の最終月賃料はその月末迄と  
し、日割計算、返却はしないものとする。

### 【第3条】

本物件は、平成27年2月1日付にて、建物賃貸契約を締結して今日に  
至るが、この度、借主の使用目的に変更が発生した為、貸主の承諾のもと  
新たに契約締結するものとする。尚、内装設備等は何ら變らず現状のまま  
に使用する為、新たな礼金、敷金等は発生しないものとする。

### 【第4条】

本契約期間を、令和元年5月1日より令和3年4月30日迄の2年間とす  
る。但し、期間満了し双方異議がない場合は本契約を更新することが出来  
る。それ以降も同様とする。

【第5条】

甲乙は、前項に賃料を定めたるも、本契約締結日以後、地価の変動、土地、建物に対する公租公課、公共その他諸料金の増減、経済情勢、物価指數の変動、修理その他負担の増加があった場合は、甲乙協議の上、賃料並びにこれらに伴う共益費等を改定することができる。

【第6条】

第4条の期間中であつても建物管理に関する清掃、設備係等人件費・消耗品・諸雜費等の支出増または上下水道、電気、ガス、諸設備保守料金の値上げ等あつたときには、共益費及び附加使用料の増額に関する甲の請求に、乙はこれに応じなければならない。

【第7条】

前記契約期間中、甲又は乙が解約を希望する場合は、甲は6ヶ月前、乙は3ヶ月前にそれぞれ文書により相手方に予告しなければならない。但し、乙は3ヶ月分の賃料相当額を甲に支払い、即時この契約を終了させることが出来る。この意思表示は本契約書末尾添付の書面をもつて行うものとする。

【第8条】

乙が商号、屋号を変更する場合は、文書により甲に申し出るものとする。

【第9条】

甲の承諾を要する事項は全て文書によるものとする。

【第10条】

乙は次に掲げる行為をしてはならない。

- ①この建物内に汚物、爆発物、悪臭を発する物、引火の恐れのある物その他の人に迷惑や建造物に危険を及ぼす物の持ち込み、製作、保存等。
- ②甲の許可なく建物の外部、玄関、廊下、窓ガラス等に看板・掲示物等による広告宣伝（ストライキに関する広告、赤旗掲示等を含む）の掲示。
- ③本賃貸物件の全部又は一部を転貸もしくは、居住用に変更又は名義の如何にかかわらず他人に使用させること。
- ④本賃貸物件の契約以外の目的の使用。
- ⑤屋敷及び衛生上建物内及び近隣の苦情の要因となる行為。

【第11条】

乙及び乙の使用人は乙の営業にかかる業務の他、当建物内で宿泊、仮眠、遊戯等は無論、何等理由なく不必要に当建物内に入りすることは出来ない。但し、事前に甲の承諾を得た場合この限りではない。

【第12条】

この建物の保全、衛生、防犯、防火、救護、その他急を要するとき、甲又はその使用人（請負人・臨時雇用者を含む、以下同じ）は随時賃貸物件内に立ち入り、又はその内外を点検することが出来る。前項の場合、乙は甲の措置に協力するものとする。

【第13条】

下記の各項の一つに該当するときは、甲はこの契約を催告なく解除することができる。  
①乙が家賃その他の支払いを1ヶ月以上延滞した時。延滞金については日歩4銭9厘の延滞損害金を計算する。  
②乙が本契約第10条各項の一つに該当する行為をしたとき。  
③乙が解散、支払停止、和議更正手続きの開始をなした時、成年被後見人、被保佐人の宣告、破産の宣告、強制執行、差し押え、仮処分又は営業停止等の行政処分を受けた場合、死亡した時、銀行取引停止処分を受けたとき。  
④無断にて作造、模様替えたとき。  
⑤その他この契約に違背する行為があつたとき。

【第14条】

次に掲げる損害に対して甲はその責を任じない。  
①震災、火災、風水害、盜難、その他天災地変並びに不可抗力等により生じた損害。  
②甲の建物もしくはその付属設備又は他の賃借人に関連して発生した一切の事故による損害。  
③理由の如何を問わず建物内の他の賃借人の造作及び電気、ガス、給排水等の設備並びに営業等に起因した漏水、ガス漏れ、騒音、臭氣、その他、或いは他人により乙が被つた一切の損害及び、それに付属する弁償問題。  
④甲が設置した設備物件の操作、もしくは使用中に生じた損害並びにその使用停止による損害。

【第15条】

乙が本質貨物件内の製作、模様替え、電気、ガス、水道、空調等諸設備、その他（看板等を含む）の工事をする場合は、文書による甲の承諾を得、その工事については、甲が発行する工事許可願書の記載事項を厳守の上、工事人に施工させるものとする。

【第16条】

乙が本質貨物件内に行つた造作、設備に譲せられる固定資産税は乙の負担とする。

【第17条】

建物諸設備につき点検、修理、部品の取り替え、改造による運転の中止等はするも乙は賃借料、共益費その他の値引き又は支払い中止等は出来ない。

【第18条】

乙又はその関係者が本質貨物件及びその付属物件並びにこの建物の共用部分その他を破損した時、乙は甲に対しその損害を賠償しなければならない。尚、乙が甲の建物経営に関する信頼、名誉を傷つけた場合も同じとする。

【第19条】

乙又は、乙の使用者が火災を生じさせた場合、又は本質貨物件内により火災発生の場合は、甲は即時に本質貸借契約を解除し、乙は直ちに本質貨物件を明け渡さなければならない。この場合、甲が被つた損害を乙に對し別途賠償請求することが出来る。

【第20条】

乙は本質貨物件を新規貸借人に譲渡することは出来ない。但し、甲の承諾を得た場合はこの限りではなく、この場合、名義書換料その他諸費用については双方協議の上決定する。

【第21条】

乙の甲に対する交渉は当時者間において行い、いかなる場合においても団体交渉もしくはこれに類する方法又は交渉の代理人を選任する等をもってはこれを行なうことは出来ない。但し、法定代理人は除く。

【第22条】

甲が建物管理を甲の使用者人以外の第三者に委任したときは、乙は質貸室等の使用並びに賃料・共益費・附加使用料等の支払い及び建物管理につきその管理人の指示に従うものとする。尚、建物管理人の選任は甲が文書により乙に通知する。

【第23条】

本契約書各条項のひとつにも乙が違背した場合は、本契約を解除し直ちに本質貨物件を甲に返還するものとする。又、乙は、これにより生ずる甲の損害を賠償するものとする。

この契約が終了又は第13条による解除（この場合第7条但し書きによる契約終了とみなす）の場合、乙は、本質貨物件を乙の負担において原状に復し明け渡さなければならぬ。その場合、乙はその事由もしくは名目の如何にかわらず甲に対し、造作その他一切の買取請求及び移転料、立退料等の請求は出来ない。尚、電気・ガス・水道料金の最終領収書を甲に提示し、預託した末尾記載の鍵、本契約書を返却する。

【第24条】

甲の従業員が行ったことのいかなる話し合い、取り決め事項も、甲が本契約書に使用した印鑑を捺印した文書でないものは無効とする。

【第25条】

①自らが、暴力団、暴力団関係企業、組合屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。  
②自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。  
③反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないことを。

④自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。  
ア相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。  
イ偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

⑤本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保

の用に供しないこと。

⑥本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供しないこと。

⑦本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、  
又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせない  
こと。

⑧本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入  
りさせないこと。  
⑨本契約締結後でも、乙が反社会的と認められる団体（暴力団や過激な政治  
活動集団をいう）及びその構成員と判明したときは、本契約を無効とし、  
白紙解約とする。

#### 【第27条】

借主の連帯保証人 \_\_\_\_\_ は、本契約の各条項を承  
認のうえ、この契約から生じる一切の借主の債務につき、借主と連帶して  
履行の責めに任ずるものとする。連帯保証人が死亡又は、破産、住所変更  
電話先の変更等したときは、借主は即刻貸主に通知しなければならない。

#### 【第28条】

この契約に定めのない事項については本契約書条項の趣旨、諸法令慣習に  
従って、甲乙協議の上措置するものとする。

#### 【第29条】

この契約に起因する紛争に關し、訴訟の提起等裁判上の手続きをしようす  
るとときは、奈良地方裁判所又は奈良簡易裁判所をもつて管轄裁判所とす  
るものとする。

#### 【第30条】

本契約書各条項について、甲乙はそれぞれ誠実に履行するものとする。

## 賃貸条件

賃料	月額	32,400円 (内 2,400円 8%税)
共益費	賃料に含む	
その他	電気・ガス・水道・通信等は実費	
合計	月額	32,400円 (内 4,800円 8%税)

## [物件の表示]

\* 所在地：奈良県生駒市小明町556-3  
 \* 建物名称：コーポもりおか 202号  
 \* 建物構造：鉄骨A.L.C造 3階建の2階部分  
 \* 専有面積：20.25m<sup>2</sup>

奈良県生駒市小明町556-3  
  
 森岡 健

[賃]

主

住所 氏名

TEL

森岡 健

合計 2本  
鍵NO. [REDACTED]  
受け取りました、万一紛失した場合解約時実費にて精算いたします。

佐藤 光紀

賃借人

佐藤 光紀

御振込先 振込手数料は借主負担

銀行名	南都銀行
口座番号	[REDACTED]
口座名義	森岡 健 (モリオカ タケシ)

[借]

主

住所

氏名

TEL

佐藤 光紀

TEL

[立会人]

[宅建取引士]

## 【ご入店に際しまして、下記の要項をご案内申し上げます。】

◆電気 ご使用を開始されたときにブレーカーを上げて下さい。  
関西電力お客様番号と使用開始の旨をお知らせ下さい。

※連絡先 関西電力奈良営業所

TEL 0800(777)8052

◆上下水道

貸主にて毎月の検針請求になります。

家賃の口座へ振り込みお願いします。

※連絡先 貸主 森岡

TEL 0743-73-2288

◆ガス

本物件のガスは（都市ガス）です。

お客様立会のもとに、業者が開栓を致します。

ご希望の日時を前もって御連絡下さい。

※連絡先 大阪ガス阪奈ガスセンター

TEL 0743(74)2000

◆ゴミ

※事業者のゴミは生駒市では収集されませんので、

民間のゴミ収集処理業者へご相談下さい。

尚、事業者の方は、生駒市指定の袋でないと、収集されません。

参考 生駒市衛生社 TEL 0743-79-9031  
株式会社 NANBU TEL 0743-75-5383

No.5

ニシグチ第1モーターパーク No.2 → No.5

## 駐車場賃貸借契約書

### 【御振込先】

銀行名：南都銀行

[REDACTED]

口座番号：

[REDACTED]

口座名義：駐車場専用 イコマビルサービス株式会社  
(チカヤジ オウセイカ イコマ ビル サービス)

## 駐車場賃貸借契約書

株式会社 ニシグチ (以下甲という) と  
佐藤 光紀 (以下乙という)との間に、下記駐車場施設  
(以下駐車場といふ)の賃貸借に關し次の通り契約を締結し、甲、乙各自1通を  
保有する。

【第1条】保管場所  
(1) 甲は、その所有に係る下記表示の土地を駐車場として乙に賃貸し、乙は  
これを賃借する。

\*名 称：ニシグチ第1モーターブール

\*所 在 地：生駒市小明町546番地5

\*駐車場区画：第 2 号

(2) 甲は、前項の駐車場を必要に応じて他の場所(区画)に変更することが  
出来る。

### 【第2条】登録車

(1) 乙は、前条の駐車場を乙の使用する下記自動車の駐車以外の目的に使用  
してはならない。

\*車両番号：無 指 定

\*車 名： 

(2) 乙は、前項の自動車を他の自動車に変更しようとする時は、あらかじめ  
甲の承諾を得なければならない。

### 【第3条】契約期間

契約期間は、2017年10月15日から2018年10月14日迄の  
1年間とする。但し、契約期間満了の際、甲乙間に異議のない時は、契約  
を更新することができる。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

#### 【第4条】保証金

- (1) 乙は、この契約書作成と同時に保証金として、金18,000円也を甲に預託し、甲は受領した。但し、この金員には、利息はつけない。
- (2) 甲は、乙が本契約を解除し、甲に対する一切の債務を精算した時は、甲は乙に全額を返還しなければならない。
- (3) 乙は、保証金返還債権を他に処分、あるいは、賃料その他の負担になる諸費用の債務と相殺することは出来ない。
- (4) 乙が第9条(1)の費用、その他乙の負担になる費用のある時は、甲は保証金より任意にこれを控除することが出来る。この場合、乙は直ちに保証金不足分を甲に差し入れなければならない。

#### 【第5条】賃料

- (1) 賃料は月額金9,000円也と定め、乙は毎月末日迄にその翌月分を甲の指定する銀行まで振込するか又は指定する者に持参して支払うこと。  
銀行振込をする場合の振込手数料は乙の負担とする。
- (2) 前項の賃料が、将来土地に対する公租公課の増減、若しくは経済事情の変動に伴う土地価格の高低、又は近隣の土地（駐車場）の賃料に比較して不相当な額になつた時は、甲又は、乙はそれぞれ相手方に当該賃料の改定を請求出来るものとする。

- (3) 新規契約の場合の賃料は、日割り計算とする。解約については月未解約とし、月の中途における解除の場合も、前納賃料は返却しない。
- (4) 賃料が1ヶ月延滞した時は、再契約とする。

#### 【第6条】車庫証明

- (1) 車庫証明の申請は必ず甲の承諾を得るものとし、甲の承認する自動車保管場所使用承諾書を申請書類として使用する以外は無効とする。
- (2) 車庫証明発行の場合は、乙は手数料として金27,000円也を甲に支払うこととする。但し、證紙、及びステッカ一代金は別途申し受けるものとする。
- (3) 本契約締結時より6ヶ月以内に車庫証明の請求が生じたとき、乙は甲に對し6ヶ月分の前払い賃料を支払うこと。尚、その期間内に解約の場合前払い賃料の返却はしない。

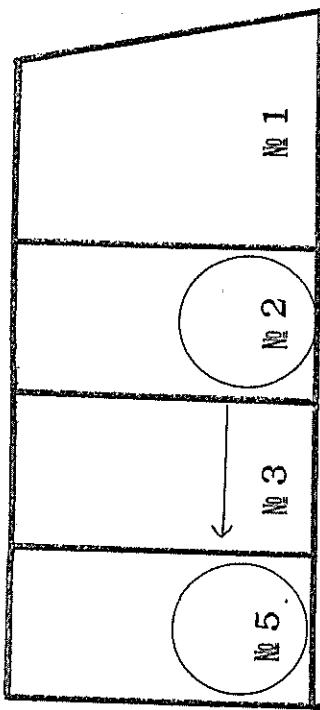
#### 【第7条】解約

- (1) 甲又は、乙において契約期間満了前に解約しようとする時は、甲は2ヶ月前、乙は1ヶ月前にそれぞれ相手方に予告しなければならない。但し、乙は、当該予告に代えて予告月数分に相当する金額の賃料を、甲に支払うことにより即時解約することが出来る。
- (2) 乙は、本契約を解除し、甲より保証金の返還を受けた当日より駐車出来ないものとする。
- (3) 解約の際、乙は保証金と引き替えに契約書を返却すること。

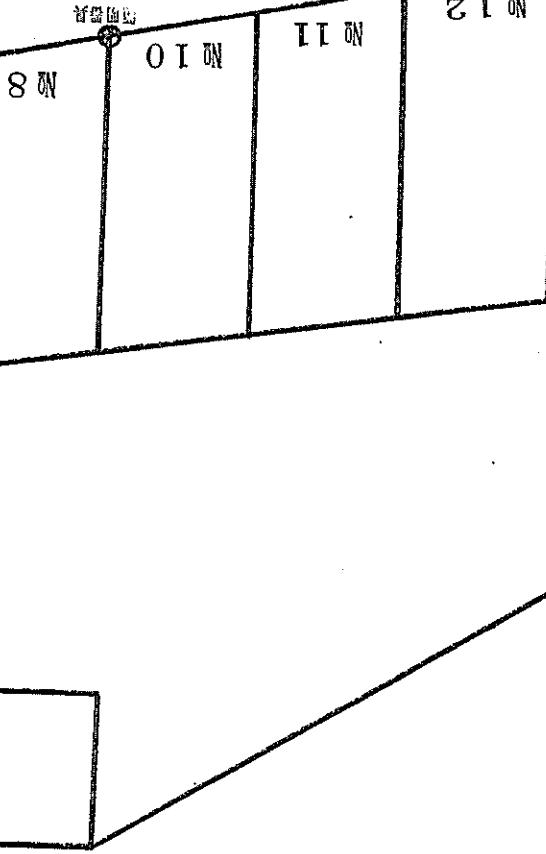
#### 【第8条】解除

- 乙が、本契約条項及び反社会的勢力排除条例に違反した時は、甲は何等の通知催告をすることなく、直ちに契約を解除し、駐車場の明け渡しを要求することが出来る。
- (1) その他  
乙又は、乙の関係人（運転者その他の使用者・同乗者等を含む）が故意又は過失により、駐車場の施設・備品・器具または、他の駐車中の自動車に損害を与えた時は、乙は、直ちに甲に報告し、発生せる損害額の全額を直ちに賠償しなければならない。
- (2) 乙は、賃借権を譲渡し又は、駐車場を転貸し若しくは他人に使用させてはならない。
- (3) 乙は、甲が駐車場内の保全・防犯・秩序維持その他、駐車場の適切な管理運営を確保する為に定めた規則を遵守するのを勿論のこと、甲が必要と認めてした指示に従わなければならぬ。
- (4) 天災地変・人災類焼その他の不可抗力により、又は、直接甲が当事者とならない事故により乙が被つた損害（駐車自動車の盗難・損傷・火災等）については、甲は責任を負わない。
- (5) この契約に定めていない事項については、甲乙協議して決することとする。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。



口又番



【第10条】代理権授与の明示  
甲は本駐車場に關し、別に締結した「業務委託契約書」において次の各号に掲げる業務について、後書に記載の管理者に甲を代理とする権限を授与した。

- (1) 駐車場料金、並びに保証金その他一時金の徴収と保管、諸費用の支払い
- (2) 未収金の督促、その他の通知事項
- (3) 賃貸借契約の締結、更新、解約事項

【特約条項】

\*本契約区画は2017年11月1日付にてNo.5からNo.5に区画変更するものとする。

2017年10月14日

〔 賃 貸 人 〕  
(甲) 住 所： 生駒市小明町794番地  
氏 名： 株式会社 ニシグチ  
代表取締役 西 口 豊

〔上記代理人兼管理者〕

住 所： 生駒市谷田町876番地  
氏 名： イコマ・ビルサービス株式会社  
代表取締役 仲 垣 幸 治  
TEL : (0743) 75-2885(代)

〔 賃 借 人 〕  
(乙) 住 所：  
氏 名：佐藤 光紀  
TEL :

ニシグチ第1モーターフール No. 6

駐車場賃貸契約書

【御振込先】

銀行名：南都銀行

口座番号：

口座名義：駐車場専用 イコマビルサービス株式会社  
(チカナシヨセクヨウ イコマビルサービス株式会社)

## 駐車場賃貸借契約書

株式会社 ニシグチ (以下甲といふ) と  
佐藤光紀 (以下乙といふ)との間に、下記駐車場施設  
(以下駐車場といふ)の賃貸借に關し次の通り契約を締結し、甲、乙各自1通を  
保有する。

【第1条】保管場所  
(1) 甲は、その所有に係る下記表示の土地を駐車場として乙に賃貸し、乙は  
これを賃借する。

\*名 称：ニシグチ第1モーターパーク  
\*所 在 地：生駒市小明町546番地5  
\*駐車場区画：第 6 号

(2) 甲は、前項の駐車場を必要に応じて他の場所(区画)に変更することが  
出来る。

【第2条】登録車  
(1) 乙は、前条の駐車場を乙の使用する下記自動車の駐車以外の目的に使用  
してはならない。

\*車両番号：無指定  
\*車 名： 

(2) 乙は、前項の自動車を他の自動車に変更しようとするとする時は、あらかじめ  
甲の承諾を得なければならない。

【第3条】契約期間  
契約期間は、2017年11月1日から2018年10月31日迄の  
1年間とする。但し、契約期間満了の際、甲乙間に異議のない時は、契約  
を更新することができる。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

#### 【第4条】保証金

- (1) 乙は、この契約書作成と同時に保証金として、金18,000円也を甲に預託し、甲は受領した。但し、この金員には、利息はつけない。
- (2) 甲は、乙が本契約を解除し、甲に対する一切の債務を精算した時は、甲は乙に全額を返還しなければならない。
- (3) 乙は、保証金返還債権を他に処分、あるいは、賃料その他乙の負担になる諸費用の債務と相殺することは出来ない。
- (4) 乙が第9条(1)の費用、その他乙の負担になる費用のある時は、甲は保証金より任意にこれを控除することが出来る。この場合、乙は直ちに保証金不足分を甲に差し入れなければならない。

#### 【第5条】賃 料

- (1) 賃料は月額金9,000円也と定め、乙は毎月末日迄にその翌月分を甲の指定する銀行まで振込するか又は指定する者に持参して支払うこと。銀行振込をする場合の振込手数料は乙の負担とする。
- (2) 前項の賃料が、将来土地に対する公租公課の増減、若しくは経済事情の変動に伴う土地価格の高低、又は近隣の土地（駐車場）の賃料に比較して不相当な額になつた時は、甲又は、乙はそれ相手方に当該賃料の改定を請求出来るものとする。
- (3) 新規契約の場合の賃料は、日割り計算とする。解約については月末解約とし、月の中途中における解除の場合も、前納賃料は返却しない。
- (4) 賃料が1ヶ月延滞した時は、再契約とする。

#### 【第6条】車庫証明

- (1) 車庫証明の申請は必ず甲の承諾を得るものとし、甲の承認する自動車保管場所使用承諾書を申請書類として使用する以外は無効とする。
- (2) 車庫証明発行の場合は、乙は手数料として金27,000円也を甲に支払うこととする。但し、証紙、及びステッカ一代金は別途申し受けるものとする。
- (3) 本契約締結時より6ヶ月以内に車庫証明の請求が生じたとき、乙は甲に對し6ヶ月分の前払い賃料を支払うこと。尚、その期間内に解約の場合前払い賃料の返却はしない。

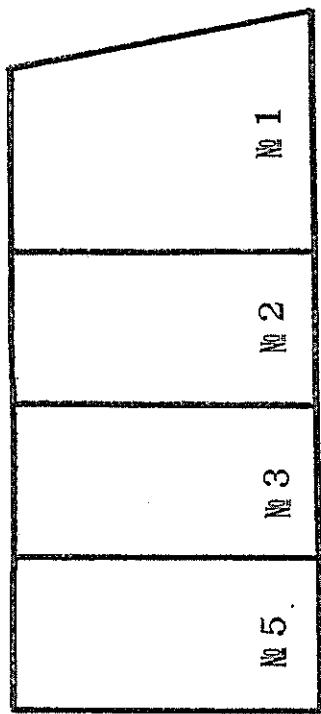
#### 【第7条】解約

- (1) 甲又は、乙において契約期間満了前に解約しようとする時は、甲は2ヶ月前、乙は1ヶ月前にそれぞれ相手方に予告しなければならない。但し、乙は、当該予告に代えて予告月数分に相當する金額の賃料を、甲に支払うことにより即時解約することが出来る。
- (2) 乙は、本契約を解除し、甲より保証金の返還を受けた当日より駐車出来ないものとする。
- (3) 解約の際、乙は保証金と引き替えて契約書を返却すること。

#### 【第8条】解除

- 乙が、本契約条項及び反社会的勢力排除条例に違反した時は、甲は何等の通知催告をすることなく、直ちに契約を解除し、駐車場の明け渡しを要求することが出来る。
- 【第9条】その他
- (1) 乙又は、乙の関係人（運転者その他使用者・同乗者等を含む）が故意又は過失により、駐車場の施設・備品・器具または、他の駐車中の自動車に損害を与えた時は、乙は、直ちに甲に報告し、発生せる損害額の全額を直ちに賠償しなければならない。
- (2) 乙は、賃借権を譲渡し又は、駐車場を転貸し若しくは他人に使用させてはならない。
- (3) 甲が駐車場内の保全・防犯・秩序維持その他、駐車場の適切な管理運営を確保する為に定めた規則を遵守するのを勿論のこと、甲が必要と認めてした指示に従わなければならぬ。
- (4) 天災地変・人災類焼その他の不可抗力により、又は、直接甲が当事者とならない事故により乙が被った損害（駐車自動車の盗難・損傷・火災等）については、甲は責任を負わない。
- (5) この契約に定めていない事項については、甲乙協議して決することとする。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。



出入口

車庫

2007年10月14日

【賃貸人】

(甲)住所：生駒市小明町794番地

氏名：株式会社ニシゲヂ

代表取締役 西口 豊

【上記代理人兼管理者】

住所：生駒市谷田町876番地

氏名：イコマ・ビルサービス株式会社  
代表取締役 仲基幸治

TEL：(0743) 75-2885(代)

【賃借人】  
(乙)住所：\_\_\_\_\_

氏名：左藤光紀  
TEL：\_\_\_\_\_

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第10条】代理権授与の明示

甲は本駐車場に關し、別に締結した「業務委託契約書」において次の各号に掲げる業務について、後書に記載の管理に甲を代理とする権限を授与した。

- (1) 駐車場料金、並びに保証金その他一時金の徴収と保管、諸費用の支払い
- (2) 未収金の督促/足、その他の通知事項
- (3) 賃貸借契約の締結、更新、解約事項

No. 10

ニシグチ第1モーターブール

車場賃貸借契約書

No 2 → 10.

[振込口座]	
銀 行	南都銀行
口座番号	[REDACTED]
口座名義	駐車場専用イコマビルサービス株式会社 代表取締役 仲 塚 幸 治
名義人カナ	チュウシャジョウウセンヨウイコマビルサービス(カ)
[振込み人名義]	フリガナ

# 覚書

株式会社 ニシグチ (以下甲という) と  
佐藤 光紀 (以下乙という) とは、  
末尾記載駐車場施設(以下駐車場といふ)の賃貸借契約について、次の特約条項を追加することに合意したので本覚書を作成し、甲、乙各自1通を保有する。

## 記

### 【特約条項】

\*駐車区画は 2017年10月10日付にて下記の通り変更するものとする。

[変更前区画] No. 2  
[変更後区画] No. 10

2017年10月10日

(甲) 住所: 生駒市小明町794番地  
氏名: 株式会社 ニシグチ  
代表取締役 西口 豊

(上記代理人兼管理者) 住所: 生駒市谷田町876  
氏名: イコマ・ビルサービス株式会社  
代表取締役 仲埜 幸治

(乙) 住所: [REDACTED]  
氏名: 佐藤 光紀 [REDACTED]

### 【駐車場の表示】

所在: 生駒市小明町546番地5  
名称: ニシグチ第1モータープール

以上

（以下乙といふ）  
次の通り契約を

賃貸し、乙はこ

更することが出

の目的に使用し

あらかじめ甲

3 / 日迄の1  
い時は、契約

せん。

## 駐車場賃貸借契約書

株式会社三シグチ（以下甲という）佐藤 光紀（以下乙とい  
う）との間に下記駐車場施設（以下駐車場といいう）の賃貸借に関する契約を  
締結し、甲、乙各自1通を保有する。

### 【第1条】保管場所

（1）甲は、その所有に係る下記表示の土地を駐車場として乙に賃貸し、乙はこ  
れを賃借する。

\*名 称：ニシグチ第1モーターパーク

\*所 在 地：生駒市小明町546番地の5

\*駐車場区画：第2号

（2）甲は、前項の駐車場を必要に応じて他の場所（区画）に変更することが出  
来る。

### 【第2条】登録車

（1）乙は、前条の駐車場を乙の使用する下記自動車の駐車以外の目的に使用し  
てはならない。

\*車両番号：無

\*車 名：無指定

（2）乙は、前項の自動車を他の自動車に変更しようとする時は、あらかじめ甲  
の承諾を得なければならない。

### 【第3条】契約期間

契約期間は、平成2年2月1日から平成28年3月31日迄の1  
年間とします。但し、契約期間満了の際、甲乙間に異議のない時は、契約  
を更新することが出来る。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承認証明書としては使用できません。

#### 【第4条】保証金

(1) 乙は、この契約書作成と同時に保証金として、金18,000円也（税抜価格18,000円）を甲に預託し、甲は受領した。但し、この金員には、利息はつけない。

(2) 甲は、乙が本契約を解除し、甲に対する一切の債務を精算した時は、保証金の全額を甲は乙に返還しなければならない。

(3) 乙は、保証金返還権を他に処分、あるいは、賃料その他の乙の負担になる賃費用の債務と相殺することは出来ない。

(4) 乙が第9条（1）の費用、その他乙の負担になる費用のある時は、甲は保証金より任意にこれを控除することが出来る。この場合、乙は直ちに保証金不足分を甲に差し入れなければならない。

#### 【第5条】賃料

(1) 賃料は月額金9,000円也（税抜き価格9,000円）と定め、乙は毎月末日迄にその翌月分を甲の指定する銀行まで振込するか又は指定する者に持参して支払う。銀行振込する場合の振込手数料は乙の負担とする。

(2) 前項の賃料が、将来土地に対する公租公課の増減、若しくは経済事情の変動に伴う土地価格の高低、又は近隣の土地（駐車場）の賃料に比較して不相当な額になった時は、甲又は、乙はそれぞれ相手方に当該賃料の改定を請求出来るものとする。

(3) 月の中途における解約もしくは解除の場合は、前給賃料は返却しない。新規契約の場合の賃料は、日割り計算とする。

(4) 賃料が1ヶ月延滞した時は、再契約とする。

#### 【第6条】車庫証明

(1) 車庫証明の申請は必ず甲の承諾を得るものとし、甲の承認する自動車保管場所専用承諾書を申請書類として使用する以外は無効とする。  
一代金は別途申し受けるものとする。

(2) 車庫証明発行の場合は、乙は手数料として金27,000円也（税抜き価格27,000円）を甲に支払うこととする。但し、証紙、及びステッカ一代金は別途申し受けるものとする。

(3) 本契約締結時より6ヶ月以内に車庫証明の請求が生じたとき、乙は甲に対し6ヶ月分の前払い賃料を支払うこと。尚、その期間内に解約の場合前払い賃料の返却はしない。  
本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

#### 【第7条】解約

(1) 甲又は、乙において契約期間満了前に解約しようとする時は、甲は2ヶ月前、乙は1ヶ月前にそれぞれ相手方に予告しなければならない。但し、乙は、当該予告に代えて予告日数分に相当する金額の賃料を、甲に支払うことにより即時解約することが出来る。

(2) 乙は、本契約を解除し、甲より保証金の返還を受けた当日より駐車出来ないものとする。

(3) 解約の際、乙は保証金と引き替えに契約書を返却すること。

#### 【第8条】解除

乙がこの契約に基づく義務のいずれかに違反した時は、甲は何等の通知催告をすることなく、直ちに契約を解除し、駐車場の明け渡しを要求することが出来る。

【第9条】その他  
(1) 乙又は、乙の関係人（運転者その他の使用者・同乗者等を含む）が故意又は過失により、駐車場の施設・備品・器具または、他の駐車中の自動車に損害を与えた時は、乙は、直ちに甲に報告し、発生せる損害額の全額を直ちに賠償しなければならない。  
(2) 乙は、賃借権を譲渡し又は、駐車場を転貸し若しくは他人に使用させてもならない。

(3) 乙は、甲が駐車場内の保全・防犯・秩序維持その他、駐車場の適切な管理運営を確保する為に定めた規則を遵守するのは勿論のこと、甲が必要と認めた指示に従わなければならぬ。

(4) 天災地変・人災類焼その他の不可抗力により、又は、直接甲が当事者となる事故により乙が受けた損害（駐車自動車の盗難・損傷・火災等）については、甲は責任を負わない。

(5) この契約に定めていない事項については、甲乙協議して決することとする。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第10条】代理権授与の明示

甲は本駐車場に關し、別に締結した「業務委託契約書」において次の各号に掲げる業務について、後書に記載の管理者に甲を代理とする権限を授与した。

- (1) 駐車場料金、並びに保証金その他一時金の徵収と諸費用の支払い、
- (2) 未収金の督促、その他の通知事項
- (3) 賃貸借契約の締結、更新、解約事項

【特約条項】

27.1.29  
平成 年 月 日

賃 貸 人 (甲) 住 所 : 生駒市小明町794番地

氏 名 : 株式会社ニシグチ  
代表取締役 仲埜 幸治

上記代理人兼管理者  
住 所 : 生駒市谷田町 876

氏 名 : イコマ・ビルサービス株式会社  
代表取締役 仲埜 幸治

TEL : (0743) 75-2885 (代)

賃 借 人 (乙) 住 所 :

氏 名 : 佐藤 光紀

TEL : \_\_\_\_\_  
携 帯 : \_\_\_\_\_

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

11/10

ニシグチ第1モーターボール No.6 → No.11  
駐車場賃貸借契約書

# 覚書

株式会社 ニシグチ (以下甲という) と  
佐藤光紀 (以下乙という) とは、  
末尾記載駐車場施設(以下駐車場といふ)の賃貸借契約について、次の特約条項を追加することに合意したので本覚書を作成し、甲、乙各自1通を保有する。

## 記

### 【特約条項】

\*駐車区画は 2017年10月10日付にて下記の通り変更するものとする。

[変更前区画] No. 6  
[変更後区画] No. 11

2017年10月10日

(甲) 住所: 生駒市小明町794番地  
氏名: 株式会社ニシグチ  
代表取締役 西口豊

(上記代理人兼管理者) 住所: 生駒市谷田町876  
氏名: イコマ・ビルサービス株式会社  
代表取締役 仲埜幸治

(乙) 住所: [REDACTED]  
氏名: 佐藤光紀

### 【駐車場の表示】

所在: 生駒市小明町546番地5  
名称: ニシグチ第1モータープール

以上

駐車場代用券

車場施設(以  
上)1通を保有

賃貸し、乙は

するこ

)目的に使用

あらかじめ

2日迄の  
時は、契約

ません。

## 駐車場賃貸借契約書

株式会社 ニシグチ (以下甲といふ) と  
光緑 (以下乙といふ)との間に、下記駐車場施設(以下駐車場といふ)の賃貸借に關し次の通り契約を締結し、甲、乙各自1通を保有する。

### 【第1条】保管場所

(1) 甲は、その所有に係る下記表示の土地を駐車場として乙に質貸し、乙はこれを質借する。

\*名 称：ニシグチ第1モーターポール  
\*所 在 地：生駒市小明町546番地5  
\*駐車場区画：第 6 号

(2) 甲は、前項の駐車場を必要に応じて他の場所(区画)に変更することが出来る。

### 【第2条】登録車

(1) 乙は、前条の駐車場を乙の使用する下記自動車の駐車以外の目的に使用してはならない。

\*車両番号：無指定



\*車 名：

(2) 乙は、前項の自動車を他の自動車に変更しようとする時は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

### 【第3条】契約期間

契約期間は、2017年10月3日から2018年10月2日迄の1年間とする。但し、契約期間満了の際、甲乙間に異議のない時は、契約を更新することができます。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

#### 【第4条】保証金

- (1) 乙は、この契約書作成と同時に保証金として、金18,000円也を甲に預託し、甲は受領した。但し、この金員には、利息はつけない。
- (2) 甲は、乙が本契約を解除し、甲に対する一切の債務を精算した時は、甲は乙に全額を返還しなければならない。
- (3) 乙は、保証金返還債権を他に処分、あるいは、賃料その他乙の負担になる諸費用の債務と相殺することは出来ない。
- (4) 乙が第9条(1)の費用、その他乙の負担になる費用のある時は、甲は保証金より任意にこれを控除することが出来る。この場合、乙は直ちに保証金不足分を甲に差し入れなければならない。

#### 【第5条】賃料

- (1) 賃料は月額金9,000円也と定め、乙は毎月末日迄にその翌月分を甲の指定する銀行まで振込するか又は指定する者に持参して支払うこと。銀行振込をする場合の振込手数料は乙の負担とする。
- (2) 前項の賃料が、将来土地に対する公租公課の増減、若しくは経済事情の変動に伴う土地価格の高低、又は近隣の土地（駐車場）の賃料に比較して不相当な額になった時は、甲又は、乙はそれぞれ相手方に当該賃料の改定を請求出来るものとする。

- (3) 解約については月末解約とし、月の中途における解除の場合も、前納賃料は返却しない。新規契約の場合の賃料は、日割り計算とする。
- (4) 賃料が1ヶ月延滞した時は、再契約とする。

#### 【第6条】車庫証明

- (1) 車庫証明の申請は必ず甲の承諾を得るものとし、甲の承認する自動車保管場所使用承諾書を申請書類として使用する以外は無効とする。
- (2) 車庫証明発行の場合は、乙は手数料として金27,000円也を甲に支払うこととする。但し、証紙、及びステッカーレーベンは別途申し受けるものとする。
- (3) 本契約締結時より6ヶ月以内に車庫証明の請求が生じたとき、乙は甲に對し6ヶ月分の前払い賃料を支払うこと。尚、その期間内に解約の場合前払い賃料の返却はしない。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

#### 【第7条】解約

- (1) 甲又は、乙において契約期間満了前に解約しようとする時は、甲は2ヶ月前、乙は1ヶ月前にそれぞれ相手方に予告しなければならない。但し、乙は、当該予告に代えて予告日数分に相当する金額の賃料を、甲に支払うことにより即時解約することが出来る。
- (2) 乙は、本契約を解除し、甲より保証金の返還を受けた当日より駐車出来ないものとする。
- (3) 乙は、保証金と引き替えに契約書を返却すること。

#### 【第8条】解除

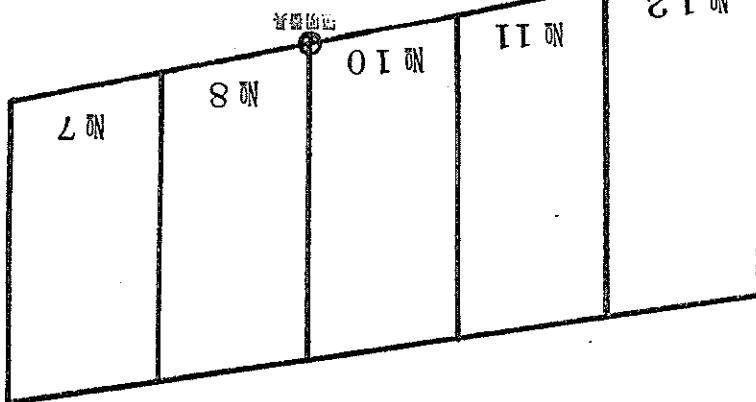
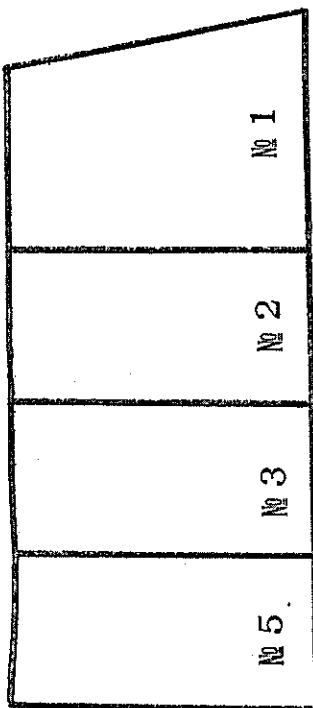
- 乙がこの契約に基づく義務のいずれかに違反した時は、甲は何等の通知催告をすることなく、直ちに契約を解除し、駐車場の明け渡しを要求することが出来る。
- (1) 解約の際、乙は保証金と引き替えに契約書を返却すること。
- (2) 乙は、本契約を解除し、甲より保証金の返還を受けた当日より駐車出来ないものとする。
- (3) 乙がこの契約に基づく義務のいずれかに違反した時は、甲は何等の通知催告をすることなく、直ちに契約を解除し、駐車場の明け渡しを要求することが出来る。

#### 【第9条】その他

- (1) 乙又は、乙の関係人（運転者その他使用者・同乗者等を含む）が故意又は過失により、駐車場の施設・備品・器具または、他の駐車中の自動車に損害を与えた時は、乙は、直ちに甲に報告し、発生せる損害額の全額を直ちに賠償しなければならない。
- (2) 乙は、賃借権を譲渡し又は、駐車場を転貸し若しくは他人に使用させてはならない。
- (3) 乙が駐車場内の保全・防犯・秩序維持その他、駐車場の適切な管理運営を確保する為に定めた規則を遵守するのは勿論のこと、甲が必要と認めてした指示に従わなければならぬ。
- (4) 天災地変・人災類焼その他の不可抗力により、又は、直接甲が当事者とならない事故により乙が被った損害（駐車自動車の盗難・損傷・火災等）については、甲は責任を負わない。
- (5) この契約に定めていない事項については、甲乙協議して決することとする。

録 摆

口之用



【第10条】代理権授与の明示  
甲は本駐車場に關し、別に締結した「業務委託契約書」において次の各号に掲げる業務について、後書に記載の管理者に甲を代理とする権限を授与した。

- (1) 駐車場料金、並びに保証金その他一時金の徴収と保管、諸費用の支払い
- (2) 未収金の督促、その他の通知事項
- (3) 賃貸借契約の締結、更新、解約事項

平成29年10月2日

【賃貸人】  
(甲)住所：生駒市小明町794番地  
氏名：株式会社ニシグチ  
代表取締役 西口豊

【上記代理人兼管理者】

住所：生駒市谷田町876番地  
氏名：イコマ・ビルサービス株式会社  
代表取締役 伸塙幸治  
TEL：(0743)75-2885(代)

【賃借人】  
(乙)住所：  
氏名：佐藤光紀  
TEL：

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

No. 12

ニシグチ第1モータープール  
駐車場賃貸借契約書

二  
三

[振込口座]	
銀 行	南都銀行
口座番号	[REDACTED]
口座名義	駐車場専用イコマビルサービス株式会社 代表取締役 仲 塙 幸 治
名義人方ナ	チユウシャジョウセンヨウイコマビルサービス(力)
[振込み人名義]	フリガナ

# 駐車場賃貸借契約書

株式会社ニシグチ（以下甲という）佐藤 光年（以下乙とい  
う）との間に下記駐車場施設（以下駐車場といいう）の賃貸借に關し次の通り契約を  
締結し、甲、乙各自1通を保有する。

## 【第1条】保管場所

(1) 甲は、その所有に係る下記表示の土地を駐車場として乙に賃貸し、乙はこ  
れを賃借する。

\*名 称：ニシグチ第1モーターブール

\*所 在 地：生駒市小明町546番地の5

\*駐車場区画：第12号

(2) 甲は、前項の駐車場を必要に応じて他の場所（区画）に変更することが出  
来る。

## 【第2条】登録車

(1) 乙は、前条の駐車場を乙の使用する下記自動車の駐車以外の目的に使用し  
てはならない。

\*車両番号：一

\*車 名：無指定

(2) 乙は、前項の自動車を他の自動車に変更しようとする時は、あらかじめ甲  
の承諾を得なければならない。

## 【第3条】契約期間

契約期間は、平成27年1月26日から平成28年1月25日迄の1  
年間とします。但し、契約期間満了の際、甲乙間に異議のない時は、契約  
を更新することができます。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

#### 【第4条】保証金

(1) 乙は、この契約書を作成と同時に保証金として、金18,000円也（税抜き価格18,000円）を甲に預託し、甲は受領した。但し、この金員には、利息はつけない。

(2) 甲は、乙が本契約を解除し、甲に対する一切の債務を精算した時は、保証金の全額を甲は乙に返還しなければならない。

(3) 乙は、保証金返還権を他に処分、あるいは、賃料その他乙の負担になる諸費用の債務と相殺することは出来ない。

(4) 乙が第9条(1)の費用、その他乙の負担になる費用のある時は、甲は保証金より任意にこれを控除することが出来る。この場合、乙は直ちに保証金不足分を甲に差し入れなければならない。

#### 【第5条】賃料

(1) 賃料は月額金9,000円也（税抜き価格9,000円）と定め、乙は毎月末日迄にその翌月分を甲の指定する銀行まで振込するか又は指定する者に持参して支払う。銀行振込する場合の振込手数料は乙の負担とする。

(2) 前項の賃料が、将来土地に対する公租公課の増減、若しくは経済事情の変動に伴う土地価格の高低、又は近隣の土地（駐車場）の賃料に比較して不相当な額になった時は、甲又は、乙はそれぞれ相手方に当該賃料の改定を請求出来るものとする。

(3) 月中途における解約もしくは解除の場合は、前納賃料は返却しない。新規契約の場合の賃料は、日割り計算とする。

(4) 賃料が1ヶ月延滞した時は、再契約とする。

#### 【第6条】車庫証明

(1) 車庫証明の申請は必ず甲の承諾を得るものとし、甲の承認する自動車保管場所使用承諾書を申請書類として使用する以外は無効とする。

(2) 車庫証明発行の場合は、乙は手数料として金27,000円也（税抜き価格27,000円）を甲に支払うこととする。但し、証紙、及びステッカ一代金は別途申し受けるものとする。

(3) 本契約締結時より6ヶ月以内に車庫証明の請求が生じたとき、乙は甲に対し6ヶ月分の前払い賃料を支払うこと。尚、その期間内に解約の場合前払い賃料の返却はしない。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

#### 【第7条】解約

(1) 甲又は、乙において契約期間満了前に解約しようとする時は、甲は2ヶ月前、乙は1カ月前にそれぞれ相手方に予告しなければならない。但し、乙は、当該予告に代えて予告日数分に相当する金額の賃料を、甲に支払うことにより即時解約することが出来る。

(2) 乙は、本契約を解除し、甲より保証金の返還を受けた当日より駐車出来ないものとする。

(3) 解約の際、乙は保証金と引き替えに契約書を返却すること。

#### 【第8条】解除

乙がこの契約に基づく義務のいずれかに違反した時は、甲は何等の通知催告をすることなく、直ちに契約を解除し、駐車場の明け渡しを要求することが出来る。

#### 【第9条】その他

(1) 乙又は、乙の関係人（運転者その他使用者・同乗者等を含む）が故意又は過失により、駐車場の施設・備品・器具または、他の駐車中の自動車に損害を与えた時は、乙は、直ちに甲に報告し、発生せる損害額の全額を直ちに賠償しなければならない。

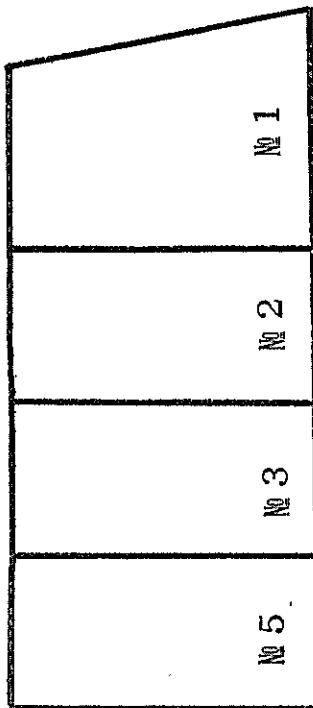
(2) 乙は、賃借権を譲渡し又は、駐車場を転貸し若しくは他人に使用させではない。

(3) 乙が駐車場内の保全・防犯・秩序維持その他、駐車場の適切な管理運営を確保する為に定めた規則を遵守するのは勿論のこと、甲が必要と認めた指示に従わなければならぬ。

(4) 天災地変・人災類焼その他の不可抗力により、又は、直接甲が当事者となる事故により乙が蒙った損害（駐車自動車の盗難・損傷・火災等）については、甲は責任を負わない。

(5) この契約に定めている事項については、甲乙協議して決することとする。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。



口文用



二二一四一出一號ナムハ

27. 1. 26  
平成 年 月 日

賃 貸 人  
(甲) 住 所 : 生駒市小明町 794 番地  
氏 名 : 株式会社ニシグチ  
代表取締役 西口 豊

上記代理人兼管理者  
住 所 : 生駒市谷田町 876

氏 名 : イコマ・ビルサービス株式会社  
代表取締役 伸塙 幸治

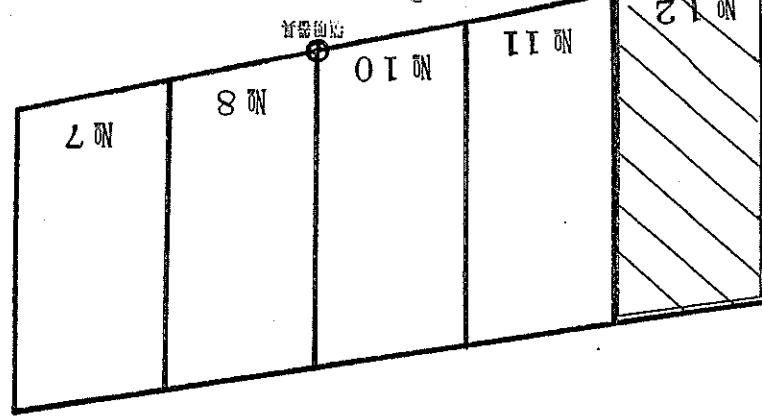
T E L : (0743) 75-2885 (代)

賃 借 人  
(乙) 住 所 :

氏 名 : 佐藤 光紀

T E L :   
携 帯 :

【第10条】代理権授与の明示  
甲は本駐車場に關し、別に締結した「業務委託契約書」において次の各号  
に掲げる業務について、後書に記載の管理者に甲を代理とする権限を授与  
した。  
 (1) 駐車場料金、並びに保証金その他一時金の徴収と諸費用の支払い  
 (2) 未収金の督促、その他の通知事項  
 (3) 賃貸借契約の締結、更新、解約事項  
 【特約条項】



本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

## 第11号様式の12(第5条関係)

## 令和3年度雇用状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①雇用者	氏名 [REDACTED] 住所 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等
③雇用期間	令和3年 4月 1日～ 令和4年 3月 31日
④職務内容	政務活動関連スタッフ
⑤給料（賃金）	185,000 円 ( <input checked="" type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時給)
⑥按分率の考え方	<p><input type="checkbox"/>勤務実績時間による場合            政務活動時間 ( 時間 ) / 政務活動 ( 時間 ) + その他業務 ( 時間 )            → <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">按分率 / </span></p> <p><input type="checkbox"/>勤務実績日数による場合            政務活動日数 ( 日 ) / 政務活動 ( 日 ) + その他業務 ( 日 )            → <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">按分率 / </span></p> <p><input checked="" type="checkbox"/>職務内容による場合            政務活動 + 後援会活動            → <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">按分率 1/2</span></p>
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <li>■雇用契約書</li> <li>■賃金台帳</li> <li>■租税関係書類</li> <li>■社会保険関係書類</li> </ul>
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

## 雇用契約書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日
氏名	[REDACTED]	[REDACTED]
現住所	[REDACTED]	電話 [REDACTED]

下記の条件で契約します。

雇用期間	令和3年 4月1日から 令和4年3月31日まで
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 正規職員 <input type="checkbox"/> パートタイム <input type="checkbox"/> 派遣職員 <input type="checkbox"/> その他 ( )
就業場所	生駒市小明町556-3 佐藤事務所
仕事内容	政務活動に係る補助及びその他の活動
就業時間 (休憩時間)	9:00~18:00
休日	<input checked="" type="checkbox"/> 水・土 <input checked="" type="checkbox"/> 日・祝日 <input checked="" type="checkbox"/> 年末及び年始 <input checked="" type="checkbox"/> お盆・その他
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇 ( )
賃金	基本賃金 月給 149,000円 日給 円 時間給 円 諸手当 通勤手当 円 固定残業手当 36,000円 (固定残業30時間含む) 手当 円 賃金締切日 (毎月 20日) 賃金支払日 (毎月 月末日) 賃金の支払方法 ( <input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 ( <input checked="" type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。	
令和3年 4月 1日	
雇用者 佐藤光紀	
被雇用者 [REDACTED]	

## 第11号様式の14(第5条関係)

## 政務活動補助業務賃金台帳(令和3年度)

【議員名 佐藤光紀】

雇用者氏名	住所	性別	雇入年月日	合計													
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	賞与1	
労 傷 日 數	23	17	23	20	19	20	22	22	22	22	16	22	23	23	23	249	
労 傷 時 間 數	200	146.5	193.0	178.0	172.0	179.0	196.0	189.0	191.0	191.0	131.0	178.0	188.5	188.5	188.5	2,141	
時 間 外 労 傷																	0
休 日 労 傷																	0
深 夜 労 傷																	0
基 本 給	149,000	149,000	149,000	149,000	149,000	149,000	149,000	149,000	149,000	149,000	149,000	149,000	149,000	149,000	149,000	149,000	0
固定 残業	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	0
時 間 外 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	432,000
通勤手当(課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当(非課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課 税 合 計	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	2,220,000
非 課 税 合 計	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	2,220,000
給 支 純 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健 康 保 険 料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介 護 保 険 料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚 生 年 金 保 険 料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雇用保険料	555	555	555	555	555	555	555	555	555	555	555	555	555	555	555	555	6,660
社会保険料合計	555	555	555	555	555	555	555	555	555	555	555	555	555	555	555	555	6,660
課 税 対 象 額	184,445	184,445	184,445	184,445	184,445	184,445	184,445	184,445	184,445	184,445	184,445	184,445	184,445	184,445	184,445	184,445	6,660
所 得 税	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	2,213,340
市 稅	5,900	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50,400
年末調整還付金											-24,150						11,800
控除額合計	10,655	10,655	4,755	4,755	4,755	4,755	4,755	4,755	4,755	4,755	4,755	4,755	4,755	4,755	4,755	4,755	0
差引支給額	174,345	174,345	180,245	180,245	180,245	180,245	180,245	180,245	180,245	180,245	180,245	180,245	180,245	180,245	180,245	180,245	2,175,290
領 収 印																	

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

## 第11号様式の12 (第5条関係)

## 令和3年度雇用状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①雇用者	氏名 [REDACTED] 住所 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等
③雇用期間	令和3年 4月 1日～ 令和4年 3月 31日
④職務内容	政務活動関連事務処理補助等
⑤給料(賃金)	950 円 ( <input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)
⑥按分率の考え方	<p><input type="checkbox"/>勤務実績時間による場合            政務活動時間 ( 時間 ) / 政務活動 ( 時間 ) + その他業務 ( 時間 )            → <input type="checkbox"/>按分率 / [REDACTED]</p> <p><input type="checkbox"/>勤務実績日数による場合            政務活動日数 ( 日 ) / 政務活動 ( 日 ) + その他業務 ( 日 )            → <input type="checkbox"/>按分率 / [REDACTED]</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>職務内容による場合            政務活動+後援会活動 → <input type="checkbox"/>按分率 1/2 [REDACTED]</p>
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/>雇用契約書</li> <li><input checked="" type="checkbox"/>賃金台帳</li> <li><input checked="" type="checkbox"/>租税関係書類</li> <li><input checked="" type="checkbox"/>社会保険関係書類</li> </ul>
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

## 雇用契約書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日
氏名	[REDACTED]	[REDACTED]
現住所	[REDACTED]	電話 [REDACTED]

下記の条件で契約します。

雇用期間	令和3年 4月1日から 令4年3月31日まで																		
雇用形態	正規職員 <input checked="" type="radio"/> パートタイム 派遣職員 その他 ( )																		
就業場所	生駒市小明町556-3 佐藤事務所																		
仕事内容	政務活動に係る補助及びその他の活動																		
就業時間 (休憩時間)	10:00~16:00 休憩1時間																		
休日	(水・土・日・祝日・年末及び年始・お盆・その他)																		
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇 ( )																		
賃金	<table> <tr> <td>基本賃金</td> <td>月給</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日給</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>時間給</td> <td>950円</td> </tr> <tr> <td>諸手当</td> <td>通勤手当</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>手当</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>手当</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>賃金締切日(毎月 20日)      賃金支払日(毎月 月末日)      賃金の支払方法(□現金払い ■振込 )      賃金支払時の控除(■所得税 □住民税 □健康保険 □介護保険          □厚生年金 □労災保険 ■雇用保険)      昇給 □有 ■無      賞与 □有 ■無</p>	基本賃金	月給	円		日給	円		時間給	950円	諸手当	通勤手当	円		手当	円		手当	円
基本賃金	月給	円																	
	日給	円																	
	時間給	950円																	
諸手当	通勤手当	円																	
	手当	円																	
	手当	円																	
各種社会保険	■労災保険 ■雇用保険 □健康保険 □厚生年金保険 □その他																		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。																			
令和3年 4月 1日																			
雇用者 佐藤光紀																			
被雇用者 [REDACTED]																			

## 政務活動補助業務賃金台帳(令和3年度)

## 【議員名 佐藤光紀】

雇用者氏名	住所	生年月日	性別	雇入年月日												2021/4/1		
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	賞与1	賞与2	
労働日数	17	14	19	17	13	16	12	18	16	14.0	16.0	18.0						190
労働時間数	84.0	68.5	94.5	92.0	73.5	91.0	58.0	100.5	85.0	77.0	88.0	97.0						1,009.0
時間外労働																		0
休日労働																		0
深夜労働																		0
基本給	79,800	65,075	89,776	87,400	69,825	86,450	55,100	95,475	80,750	73,150	83,600	92,150						0
																		958,550
時間外手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当(非課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当(非課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課税合計	79,800	65,075	89,775	87,400	69,825	86,450	55,100	95,475	80,750	73,150	83,600	92,150						0
非課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
給料額	79,800	65,075	89,775	87,400	69,825	86,450	55,100	95,475	80,750	73,150	83,600	92,150						958,550
健康保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生年金保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雇用保険料	399	195	269	262	209	259	165	286	242	219	250	276						958,550
社会保険料合計	399	195	269	262	209	259	165	286	242	219	250	276						0
課税対象額	79,401	64,880	89,506	87,138	69,616	86,191	54,935	95,189	80,508	72,931	83,350	91,874						3,031
所得税	0	0	180	0	0	0	0	490	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,031
市県民税	1,200	1,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	290					955,519
年未調整預金													0	0	0	0	0	960
控除額合計	1,599	1,395	449	262	209	259	165	776	428	219	250	566						2,400
差引支給額	78,201	63,680	89,326	87,138	69,616	86,191	54,935	94,699	81,178	72,931	83,350	91,584						-670
領収印																		5,721
																		952,829

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

## 第11号様式の12 (第5条関係)

## 令和3年度雇用状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①雇用者	氏名 [REDACTED] 住所 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等
③雇用期間	令和3年 4月 1日～ 令和4年 3月 31日
④職務内容	政務活動関連事務処理補助等
⑤給料(賃金)	838円 ( <input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給) 10月から時給866円
⑥按分率の考え方	<p><input type="checkbox"/>勤務実績時間による場合  <math display="block">\text{政務活動時間 ( 時間 ) / 政務活動 ( 時間 ) + その他業務 ( 時間 )}</math> <math display="block">\rightarrow \boxed{\text{按分率}} /</math></p> <p><input type="checkbox"/>勤務実績日数による場合  <math display="block">\text{政務活動日数 ( 日 ) / 政務活動 ( 日 ) + その他業務 ( 日 )}</math> <math display="block">\rightarrow \boxed{\text{按分率}} /</math></p> <p><input checked="" type="checkbox"/>職務内容による場合  <math display="block">\text{政務活動 + 後援会活動} \rightarrow \boxed{\text{按分率 } 1/2}</math></p>
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/>雇用契約書</li> <li><input checked="" type="checkbox"/>賃金台帳</li> <li><input type="checkbox"/>租税関係書類</li> <li><input checked="" type="checkbox"/>社会保険関係書類</li> </ul>
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/>同一生計者ではない。</li> <li><input checked="" type="checkbox"/>自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。</li> </ul>
⑨備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

## 雇用契約書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日
氏名	[REDACTED]	[REDACTED]
現住所	[REDACTED]	電話 [REDACTED]

下記の条件で契約します。

雇用期間	令和3年 4月1日から 令和3年9月30日まで																		
雇用形態	正規職員 <input checked="" type="radio"/> パートタイム 派遣職員 その他 ( )																		
就業場所	生駒市小明町556-3 佐藤事務所																		
仕事内容	政務活動に係る補助及びその他の活動																		
就業時間 (休憩時間)	10:00~16:00 (土曜日・その他不定期) 休憩1時間																		
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・その他 (上記出勤日以外)																		
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇 ( )																		
賃金	<table> <tr> <td>基本賃金</td> <td>月給</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日給</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>時間給</td> <td>838円</td> </tr> <tr> <td>諸手当</td> <td>通勤手当</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>手当</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>手当</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>賃金締切日 (毎月 20日)      賃金支払日 (毎月 月末日)      賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込 )      賃金支払時の控除 (<input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険  <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険)      昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無      賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無</p>	基本賃金	月給	円		日給	円		時間給	838円	諸手当	通勤手当	円		手当	円		手当	円
基本賃金	月給	円																	
	日給	円																	
	時間給	838円																	
諸手当	通勤手当	円																	
	手当	円																	
	手当	円																	
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他																		

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和3年 4月 1日

雇用者 佐藤光紀

被雇用者 [REDACTED]

## 雇用契約書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日
氏名	[REDACTED]	[REDACTED]
現住所	[REDACTED]	電話 [REDACTED]

下記の条件で契約します。

雇用期間	令和3年 10月1日から 令和4年3月31日まで		
雇用形態	正規職員	パートタイム	派遣職員
就業場所	生駒市小明町556-3 佐藤事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助及びその他の活動		
就業時間 (休憩時間)	10:00~16:00 (土曜日・その他不定期) 休憩1時間		
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・その他 (上記出勤日以外)		
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇 ( )		
賃金	基本賃金	月給	円
		日給	円
	時間給		866円
	諸手当	通勤手当	円
		手当	円
		手当	円
	賃金締切日 (毎月 20日)		
	賃金支払日 (毎月 月末日)		
	賃金の支払方法 (□現金払い ■振込 )		
	賃金支払時の控除 (□所得税 □住民税 □健康保険 □介護保険 □厚生年金 □労災保険 □雇用保険)		
	昇給	□有	■無
	賞与	□有	■無
各種社会保険	■労災保険 □雇用保険 □健康保険 □厚生年金保険 □その他		

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和3年 10月 1日

雇用者 佐藤光紀

被雇用者 [REDACTED]

## 第11号様式の14(第5条関係)

## 政務活動補助業務賃金台帳(令和3年度)

## 【議員名 佐藤光紀】

雇用者氏名	[REDACTED]	住所	[REDACTED]	生年月日	[REDACTED]	性別	[REDACTED]	雇入年月日	2021/4/1
労 働 日 数	6	3	6	2	9	7	5	4	3
労 働 時 間 教	30.0	16.0	25.0	30.0	10.0	40.0	36.5	25.0	20.0
時 間 外 労 働									
休 日 労 働									
深 夜 労 働									
基 本 給	25,140	13,408	20,950	25,140	8,380	33,520	31,469	21,650	17,320
時 間 外 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当(課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当(非課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課 税 合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非 課 税 合 計	25,140	13,408	20,950	25,140	8,380	33,520	31,469	21,650	17,320
給 金 支 給 額	25,140	13,408	20,950	25,140	8,380	33,520	31,469	21,650	17,320
健 康 保 険 料	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介 護 保 険 料	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚 生 年 保 険 料	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雇 用 保 険 料	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会保険料合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課 税 対 象 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
所 得 税	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市 町 村 民 税	0	0	0	0	0	0	0	0	0
控 除 額 合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差 引 支 給 額	25,140	13,408	20,950	25,140	8,380	33,520	31,469	21,650	17,320
領 取 印									

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

## 第11号様式の12 (第5条関係)

## 令和3年度雇用状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①雇用者	氏名 [REDACTED] 住所 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等
③雇用期間	令和3年 4月 1日～ 令和4年 3月 31日
④職務内容	政務活動関連事務処理補助等
⑤給料（賃金）	838円（ <input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給）10月から時給866円
⑥按分率の考え方	<p><input type="checkbox"/>勤務実績時間による場合  <math display="block">\text{政務活動時間 ( 時間 ) / 政務活動 ( 時間 ) + その他業務 ( 時間 )}</math> <math display="block">\rightarrow \boxed{\text{按分率}} /</math> </p> <p><input type="checkbox"/>勤務実績日数による場合  <math display="block">\text{政務活動日数 ( 日 ) / 政務活動 ( 日 ) + その他業務 ( 日 )}</math> <math display="block">\rightarrow \boxed{\text{按分率}} /</math> </p> <p><input checked="" type="checkbox"/>職務内容による場合  <math display="block">\text{政務活動 + 後援会活動} \rightarrow \boxed{\text{按分率 } 1/2}</math> </p>
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/>雇用契約書</li> <li><input checked="" type="checkbox"/>賃金台帳</li> <li><input type="checkbox"/>租税関係書類</li> <li><input checked="" type="checkbox"/>社会保険関係書類</li> </ul>
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

第11号様式の13 (第5条関係)

## 雇用契約書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日
氏名	[REDACTED]	[REDACTED]
現住所	[REDACTED]	電話 [REDACTED]

下記の条件で契約します。

雇用期間	令和3年 4月1日から 令和3年 9月30日まで		
雇用形態	正規職員 <input checked="" type="radio"/> パートタイム 派遣職員 その他 ( )		
就業場所	生駒市小明町 556-3 佐藤事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助及びその他の活動		
就業時間 (休憩時間)	10:00~16:00 (不定期) 休憩 1時間		
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・その他 (上記出勤日以外)		
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇 ( )		
賃金	基本賃金 月給	円	
	日給	円	
	時間給	838 円	
	諸手当 通勤手当	円	
	手当	円	
	手当	円	
	賃金締切日 (毎月 20日)		
	賃金支払日 (毎月 月末日)		
	賃金の支払方法 (□現金払い ■振込 )		
	賃金支払時の控除 (□所得税 □住民税 □健康保険 □介護保険 □厚生年金 □労災保険 □雇用保険)		
	昇給 □有 ■無		
	賞与 □有 ■無		
各種社会保険	■労災保険 □雇用保険 □健康保険 □厚生年金保険 □その他		

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令3年 4月 1日

雇用者 佐藤光紀

被雇用者 [REDACTED]

## 雇用契約書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日
氏名	[REDACTED]	[REDACTED]
現住所	[REDACTED]	電話 [REDACTED]

下記の条件で契約します。

雇用期間	令和3年 10月1日から 令和4年 3月31日まで																																				
雇用形態	正規職員 <input checked="" type="checkbox"/> パートタイム 派遣職員 その他 ( )																																				
就業場所	生駒市小明町 556-3 佐藤事務所																																				
仕事内容	政務活動に係る補助及びその他の活動																																				
就業時間 (休憩時間)	10:00~16:00 (不定期) 休憩 1時間																																				
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・その他 (上記出勤日以外)																																				
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇 ( )																																				
賃金	<table> <tr> <td>基本賃金</td> <td>月給</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日給</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>時間給</td> <td>866 円</td> </tr> <tr> <td>諸手当</td> <td>通勤手当</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>手当</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>手当</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">賃金締切日 (毎月 20日)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">賃金支払日 (毎月 月末日)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込 )</td> </tr> <tr> <td colspan="3">賃金支払時の控除 (<input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険)</td> </tr> <tr> <td>昇給</td> <td><input type="checkbox"/> 有</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 無</td> </tr> <tr> <td>賞与</td> <td><input type="checkbox"/> 有</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 無</td> </tr> </table>	基本賃金	月給	円		日給	円		時間給	866 円	諸手当	通勤手当	円		手当	円		手当	円	賃金締切日 (毎月 20日)			賃金支払日 (毎月 月末日)			賃金の支払方法 ( <input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込 )			賃金支払時の控除 ( <input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険)			昇給	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	賞与	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
基本賃金	月給	円																																			
	日給	円																																			
	時間給	866 円																																			
諸手当	通勤手当	円																																			
	手当	円																																			
	手当	円																																			
賃金締切日 (毎月 20日)																																					
賃金支払日 (毎月 月末日)																																					
賃金の支払方法 ( <input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込 )																																					
賃金支払時の控除 ( <input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険)																																					
昇給	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																																			
賞与	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																																			
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他																																				

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令3年 10月 1日

雇用者 佐藤光紀

被雇用者

## 政務活動補助業務賃金台帳(令和3年度)

【議員名 佐藤光紀】

雇用者氏名	■■■■■	住所	■■■■■	生年月日	■■■■■	性別	■■■■■	雇入年月日	2021/4/1	合計											
										4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
労働日数	1																				
労働時間数	5																				
時間外労働	1																				
休日労働	5																				
深夜労働	0																				
基 本 給	4,190																				
時 間 外 手 当	0																				
通勤手当(課税)	0																				
運動手当(非課税)	0																				
課 税 合 計	0																				
非課税支給額	4,190																				
健 康 保 険 料	0																				
介護保険料	0																				
厚生年金保険料	0																				
雇用保険保険料	0																				
社会保険料合計	0																				
課 税 対 象 額	0																				
所 得 税	0																				
市町村民税	0																				
控除額合計	0																				
差 引 支 給 額	4,190																				
領 収 印																					

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。